

東京大学所蔵私立法律学校特別監督関係資料

寺崎昌男
酒井豊

一 概 観

明治十九（一八八六）年八月二十五日、当時の文部大臣森有禮は、帝国大学にあてて「私立法律学校特別監督条規」なる達を發した。この達（以下「条規」という）によって、当時の帝国大学総長は、文部大臣の選定する東京府下の特定の私立法律学校を監督する権限を与えられたのである。⁽¹⁾時に、帝国大学成立後約五カ月、帝国大学総長は同時に法科大学長を兼ねる定めとなっていたから（帝国大学令第六条）、この「条規」は実質的には発足直後の帝国大学法科大学に対して、私立法律学校に対する監督を命ずるものであった。

帝国大学による私立法律学校の特別監督の実施期間はきわめて短かかった。しかし、明治期日本の法学教育史にとってその意味するところは大きく、また一方、草創期の帝国大学の活動の一面や文部省による帝国大学の位置づけ等を表わす一史実としても、注目すべきものであった。

本稿で復刻するのは、右の「条規」の施行に関して現在東京大学が保存する史料の全部である。これまで「条規」についてはすでに戦前の教育法制史解説の中でその存在が論及されて⁽²⁾いたし、近年には、法学教育史の論稿の中で、明

治政府による法学教育統制政策の一環として、後の時代の「文官試験候補及見習規制」（明治二十一年一月実施）や「特別認可学校規則」（同年）の前駆をなす措置という位置づけのもとに論及された。⁽³⁾また、最近では、帝国大学令下の大学自治の実態およびその私学の教育の自由との関連を示す史実として、「条規」の実施の実際が分析された⁽⁴⁾し、さらに、同「条規」の実施対象となった早稲田大学（当時・東京専門学校）、明治大学（当時・明治法律学校）等の沿革史料として、関係文書の一部が復刻紹介されている。⁽⁵⁾実際、この「条規」およびその実施に関する史料は、たんに東京大学史ないしは法学部史の資料というに止まらず、むしろ「監督」の対象となった諸私立学校——実際には、専修学校・明治法律学校・東京専門学校・東京法学校・英吉利法律学校、すなわち現在の専修大学・明治大学・早稲田大学・法政大学・中央大学の前身校又は源流校であった——の沿革史研究上に逸することのできな資料なのである。

このような史料の意義を考えて、ここにとりあえず現存史料を整理し復刻してみたいと考える。

ここであらかじめ「条規」の内容と実施期間等について簡単に説明しておく⁽⁶⁾。

「条規」は第一条で「文部大臣ハ東京府下ニ於テ適当ト認ムル私立法律学校ヲ
択ヒ特ニ帝國大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ」と規定した。文
部大臣がどのような基準で「択」んだかは明らかでないが、当時東京府下で
「五大法律学校」と称されていた前記の五校が明治十九（一八八六）年十一月
の訓令で総長の監督下に置かれた。当時府下には他に独逸学協会学校のように
法律学科を設けて法学教育を行っていた機関もあったが、これらは除外されて
前記五校が監督下に置かれたのである。十二月、これらの学校は、学校所在地
と校長名を監督委員長あて届出させられた。

さて「条規」本文によると、本制度の実施のために総長は「法科大学職員ノ
中ヨリ委員ヲ選定シ常時及試験ノ時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス」
（第三条）とされた。「常時及試験ノ時」（傍点引用者）に「臨監」するとい
うのは非常に強力な監督形態を予想させる文言である。

ところで大学では右の個条前段の規定通り、十二月二日付で法科大学職員か
ら委員が任命された。当時法科大学教頭であった穂積陳重、同教授であった木
下広次・富井政章、助教授の土方寧の四名が「監督委員」に任ぜられ、それぞ
れが監督を担当する私立法律学校を分担した（二十年七月、土方は英国留学に
ともなつて委員を免ぜられ、その監督業務は辞令上は穂積、実質的には助教
植村俊平に引継がれた）。そして穂積が監督委員長となった。明治二十年当時、
法科大学の邦人教授助教の現員は六名であったから、この人数はその過半数
を含むことになり、また、監督事務に伴う文書の作成や各学校との往復等に
は法科大学の書記が当たったのであるから、実際は法科大学全体が、あげて五
つの私立学校を監督せしめられていたといふにひとしい状況であつたといえ
よう。

「条規」本文にはこの達の実施時期は記されていなかった。しかし、委員長
穂積の記した通知案（後掲）には、

一 私立法律学校特別監督条規ハ来明治二十年一月ヨリ実施ス
と記されているところから、明治十九（一八八六）年八月の「条規」布達から
約五カ月の後に実施されたこととなる。やがて同じく明治二十年七月の「文官

試験試補及見習規則」によつて「帝國大学ノ監督ヲ受クル私立法律学校」すな
わち前記五校の優等卒業生には無試験で判任官見習になる資格が与えられた
（第七条）。

「条規」の廃止は明治二十一年（一八八八）年五月四日であつた。すなわち、
同日付で、「明治十九年八月廿五日及同年十一月廿九日付私立法律学校特別監
督ニ係ル訓令ハ自今渾テ廃止ス」と文部大臣で通達されており、翌五日には
総長から法科大学および監督委員に宛てて、「明治十九年十二月九日内訓ノ私
立法律学校監督内規ハ自今廃止ス」と達され、又同日書記官の名で、前記四名
の監督委員らに対し、「（前略）貴官御担任ノ監督委員（長）ハ自今自然消滅シ
タル儀ト御承知有之度為念御通知候也」と通知されている。ここにいう十二月
の総長内規の本文は今のところ管見に入らないが恐らく委員の任命や監督細則
等についてのものであらう。

右のように、この「条規」の実施期間は明治二十（一八八八）年一月から翌
二十一年五月四日までの約一年四カ月間であつた。

註（一）この「条規」の法令上の性格については判然としない点がある。

後掲の文書〔資料9-1〕では、「明治十九年八月廿五日及同年十一
月廿九日付（中略）訓令ハ自今渾テ廃止ス」（傍点引用者）とい
うように、訓令となつてゐる。しかし、東京大学の文書としては、
「達」の部に分類し綴合せてあるので、ここでは単に「達」として
おきた。

（二）教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第三卷、二八九～二
九四頁（昭和十三年初版、同三十九年再版）。なお『東京帝國大学
五十年史』上冊（昭和七年）は、第三卷本史第二期の項に、第九章
の「附」として、「東京職工学校の設置」と並べて「都下法学校の
監督」という項目を立ててゐる。しかし叙述は全く「条規」の実施
の概要を、その端緒の部分について行つてゐるにすぎない。

（三）利谷信義による最初の展望的論文「日本資本主義と法学エリート
」（『思想』四九六号、一九六五年十月）は、この条規にふれて、

それが明治二十一年五月、「特別認可学校規則」の制定によって廃止されたのは「これ〔II条規〕が、文部大臣の一般的な監督に至る過渡的なものであったからか、それとも帝國大学総長の監督には私立法律学校の抵抗が強かったからか、今のところ詳にしえない」と留保しつつも、この「条規」の性格を、広義の自由民権運動の一環を担っていた私立法律学校に対する政府の行政姿勢の変化（下級官吏の供給源化と併行した体制内吸収）を示すものとして位置づけている。

(4) 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』（一九七九年、評論社）、第二章第五節。

(5) 河野昭昌『私立法律学校特別監督条規』関係資料（『早稲田大学史記要』第十巻、一九七七年）。明治大学広報課歴史編纂資料室『資料明治大学教育制度発達史稿I』（歴史編纂資料室報告第八集、一九七六年三月、圭室文雄監修）。前者には、東京大学所蔵文書中の東京専門学校関係部分、後者には、「私立法律学校特別監督委員辞令」「条規」「帝國大学特別監督私立明治法律学校規則」の三点が、それぞれ復刻されている。

二 収録資料について

本稿に収録した資料の原本は現在東京大学事務局庶務部が保管する、

- ① 『私立法律学校往復及雜書綴込 明治十九年』
 - ② 『文部省往復 明治十九年』
 - ③ 『諸官庁往復 自明治十九年至明治二十年』
 - ④ 『重要書類彙集 自明治十二年至明治廿四年』
 - ⑤ 『職員進退録 明治十九年』
 - ⑥ 『同前 明治二十年』
- などの書類簿冊、および附属図書館所蔵の稿本、
- ⑦ 『帝國大学第一年報 明治十九年度』

⑧ 『同 第二年報 同二十年度』

⑨ 『同 第三年報 同二十一年度』

の9点である。はじめに各原本の内容の概要と本稿におけるそれらからの復刻箇所を記す。

①はその標題が示すように私立法律学校特別監督に関する一件書類綴で、総長、監督委員（長）、あるいは法科大学書記官に対する各私立法律学校からの届出、前者から後者に対する通達、両者間の照会回答・同指令等、「条規」に基く監督者―被監督者間の所謂往復文書を中心とし、それ以外に監督に関わる文部省や司法省との往復文書ほかが綴込まれている。文書の年月日付は明治十九年十二月から同二十二年九月までであるが、大半は二十年である。書類の配列は前半は大凡各私立法律学校別、後半は優等卒業生試験（条規第七条により明治二十年十月実施）関係、同試験及第者に対する証書授与（同年十一月施行）関係、その他雑件となっている。本稿では本簿冊については目録部分を除き全件を復刻した。

②は文部大臣からの訓令・通達、文部省各局との往復文書の綴で、本稿では「私立法律学校特別監督条規」（資料1）、監督私立法律学校を指定する訓令（資料3）、監督委員長等の選任についての届（資料5）など関係ある4件を収録した。なお「条規」の廃止に関する訓令とその付帯資料（資料9―11）は①に収録されている。ついでながら明治二十年、二十一年の『文部省往復』には本稿関係文書は見出せない。

③は文部省以外の各省庁との直接の往復文書の簿冊で、本稿に關係する文書は優等卒業生試験への司法官立会に関する司法省との往復（資料14―1、2）と、同試験の延期に関する司法省への通知（資料15）の2件である。

④は各年の文部省往復や諸官庁往復に合綴されて然るべき書類、東京大学―帝國大学の本部あるいは教官の意見書や建議書、学位に関する勅令案、博士学位授与者の認定をめぐる文部大臣と総長の往復（明治二十一年―二十四年）など種々の書類を収録した簿冊である。本件の關係では「条規」の廃止に関する上申（資料8）の1件のみが収められている。

⑤⑥は人事異動に際しての発令関係書類を大体日付順に集めたもので、多くは辞令案の控と文部省総務局文書課から回された発令通知の写である。本稿においては私立法律学校監督委員および同委員長の発令に関する書類（資料4、7）を収録した。なお「私立法律学校優等卒業生試験報告」（資料19―153）に試験委員として穂積、富井、木下の3委員と名を連ねている助教植村俊平については特に監督委員の発令の事実を思わせる資料は見付からず、前節に記したように、土方の代役として英法を担当した植村が同時に私立法律学校監督関係業務の一部を引継いだものと推測される。

⑦⑧⑨は文部大臣に対する帝国大学総長の当該年度の事業報告の控であつて、内容は庶務的事項、諸規則の制定改廃、評議会議事要旨、教職員的人事異動、教官・学生の研究出張、行事、その他経費、施設設備、土地、教職員・学生等に関する統計資料など網羅的なものである。本稿では⑦から「私立法律学校監督」の項（資料30―1）、⑧から「私立法律学校卒業生試験」の項（資料30―2）および明治二十年七月挙行の帝国大学第二回卒業證書授与式における総長渡邊洪基の演説（抄録、資料29―1）、⑨から同二十年七月の第三回卒業證書授与式における同総長演説（抄録、資料29―2）など4点を収録した。なお『年報』の編纂材料の一つに各分科大学の申報・年報等があるが（これは事務局庶務部保管）、その中の法科大学の申報には本稿関係記事は見出せない。以上が本稿収録文書の原本の概要である。

私立法律学校特別監督に関する資料で東京大学保存のものは、これまでの調査によれば本稿に復刻したものがその全てである。学内の所蔵機関としては前記二カ所の外には監督に関する庶務担任の法科大学書記（資料6第四項）の筋から法学部事務部が考えられるが、同所にはこの年代の往復文書は全く残されて居なかった。その他の可能性として、前掲①の『往復』が収録する各私立法律学校との往復文書に、「条規」に提出義務を明記された報告が綴込まれていない場合があるように、学校による斑が見られることから、監督委員が私的に収蔵したことも考えられるが、この方面の調査は本稿の意図を越えるので未着手である。

次に本稿における資料復刻の留意点を列記する。

(一)資料の配列……左記の如く分類し、その中は大体年月日順の配列とした。

一 帝国大学・法科大学

○制度・人事

○私立法律学校の入学資格

○私立法律学校優等卒業生試験

○試験及第者に対する判事登用試験

○優等卒業生試験及第證書授与

○報告

○諸件

二 専修学校

三 明治法律学校

四 東京専門学校

五 東京法学校

六 英吉利法律学校

原本における配列を改めたのは、本節の始めに記したように、同一事項に関連する資料が複数の簿冊に点在していること、量・内容ともに本稿の中心を占める①『私立法律学校往復及雜書綴込』において文書の配列に難点があり、そのままでは効率良い利用が望めないこと、などを考慮したためである。

(二)表題……各資料に表題を付した。その際原本の目録で表題を与えられているものはそれをそのまま転用し、それが無い場合には、執筆者の判断で適宜付した。表題中片仮名混りのものは前者、平仮名混りのものは後者とほぼ区別できず、さらに資料番号に―で結ぶ補助番号が付されている表題はほとんどが後者である。

(三)検閲印の省略……原文書の多くに監督委員、同委員長、総長、法科大学書記等の検閲印ないしは署名、また起案書の場合であれば検印、が捺されているが、これは意見の記載がある場合を除いてすべて省略した。

(四) 日付……原文書中に日付のあるものはそれを採用した。日付の無いものについては、(1)日付なしと記すか、(2)文書の送達済印が捺されている場合にはそこに記された日付を採用した。

(五) 原本の表示……日付の次に本節冒頭に列記した原本の番号を付し、当該資料を収録する原本を表示した。

(六) 表記……漢字は人名を除いて当用漢字体を用いたほかは、できるだけ原文書を活かした。このため、特に人名の場合など、表記に不統一が生じた部分もある。

〔附記〕 本稿は寺崎が主に解説一、酒井が主に解説二ならびに資料の復刻を担当して作成した。

東京大学所蔵私立法律学校特別監督関係資料

一 帝国大学・法科大学

○制度・人事

〔I〕 東京府下ニ設置ノ私立法律学校ニシテ適当ト認ムルモノハ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムル件 明治十九年八月二十五日②

帝国大学

東京府下ニ設置ノ私立法律学校ニシテ適当ト認ムルモノヲ扱ヒ左ノ条規ニ依リ

特ニ其学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアル可シ
明治十九年八月廿五日
文部大臣森有禮
文部大臣之印

私立法律学校特別監督条規

第一条 文部大臣ハ東京府下ニ於テ適当ナリト認ムル私立法律学校ヲ扱ヒ特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトアルヘシ

但本文ノ学校ト雖モ尚一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理ヲ受クヘキハ勿論タルヘシ

第二条 帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以テ左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ

但各科ニ掲クル法律中帝国ニ於テ既ニ制定頒布アリタルモノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノトス

仏蘭西法律科

第一年

法学通論

民法 (人事篇)

私権、身分証書、住所、失踪、婚姻、離婚、父タルコト、養子、父権、幼者、後見、丁年者、禁治産、裁判上ノ補佐人

同 (財産篇)

財産区別、所有権、収束権、地役

刑法

第二年

民法

時効、契約、売買、交換、貨貸、貸借、附托、偶生契約、代理、和解、会社

訴訟法

治罪法

第三年

民法

保証、質、書入質、先取權、相続、贈遺、遺囑、婚姻、財産、契約

商法

擬律擬判

独乙法律科

第一年

法学通論

民法人權

同物權

刑法

第二年

民法

契約、親族、財産、相続

商法

裁判所構成法

治罪法

第三年

訴訟法

海上法

為替法

保險法

破産法

英吉利法律科

第一年

法学通論

契約法

私犯法

代理法

刑法

第二年

親族法

組合、会社法

動産委託法

売買法

財産法

治罪法

第三年

財産法、破産法

証拠法

保險法

訴訟法

流通証書

商船法

擬律擬判

第三條 帝國大學總長ノ監督ニ屬スル私立法律學校ノタメニ帝國大學總長ハ法科大學職員ノ中ヨリ委員ヲ選定シ常時及試験ノ時ニ於テ該學校ヲ臨監セシム

ルモノトス

第四条 該私立法律学校校主ハ毎月三日迄ニ其月ノ課業時間割表ヲ帝國大学ヘ差出スヘキモノトス

第五条 該私立法律学校ニ於テ定期試験ヲ行フトキハ少クトモ三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝國大学ヘ差出スヘキモノトス

第六条 該私立法律学校ニ於テハ毎定期試験後二週間内ニ其成績表ヲ製シ校主ヨリ帝國大学ヘ差出スヘキモノトス

第七条 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ帝國大学総長ニ於テ優等ナリト認めタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ試問ヲ為スコトアルヘシ此場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第証書ヲ交付スヘシ

第八条 帝國大学総長ハ委員ノ報告ニ因リ該私立法律学校校主ニ学科課程及教授法等ノ改正ヲ諭告スルコトアルヘシ

[2] 私立法律学校特別監督条規第七条ニ拠リ試験及第ノ者判事登用ノ節更ニ試験ヲ要セザル件 明治十九年十一月十八日②

私立法律学校特別監督条規第七条ニヨリ試験及第ノ者判事ニ登用方之儀ニ付司法省ヘ及照会候処別紙写之通回答有之候間此段為念及御通知候也

明治十九年十一月十八日

文部省総務局長辻新次



帝國大学総長渡邊洪基殿

(別紙)

本月六日総一九四四号ヲ以テ私立法律学校特別監督条規第七条ニ拠リ試業及第之者判事登用方之儀ニ付御照会之趣了承右ハ更ニ試験ヲ要セザル儀ニ有之候此

段及御回答候也

明治十九年十一月

司法省総務局長三好退藏

文部省総務局長辻新次殿

[3] 専修学校外四校ヲ帝國大学総長ニ於テ監督スル件

明治十九年十一月二十九日②

帝國大学

本年八月二十五日附ヲ以テ訓令ニ及ヒ候私立法律学校特別監督条規ニ拠リ東京府下ニ設置ノ専修学校明治法律学校東京専門学校東京法学校英吉利法律学校ノ五校ヲ其学総長ニ於テ監督スヘシ

明治十九年十一月二十九日

文部大臣森有禮



[4] 法科大学教授穂積陳重外三名ヘ私立法律学校委員ヲ命スル件

明治十九年十二月二日⑤

辭令案

法科大学教授穂積陳重

私立法律学校監督委員長ヲ命ス

同 人

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但専修学校英吉利法律学校担任

法科大学教授木下廣次

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但東京法学校担任

同 富井政章

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但明治法律学校担任

法科大学助教授土方寧

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但東京専門学校担任

但東京法学校担任

同 富井政章

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但明治法律学校担任

法科大学助教授土方寧

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但東京専門学校担任

[5] 私立法律学校監督委員長等ヲ命セシ件 明治十九年十二月三日②

私立法律学校監督委員長等ヲ命セシ義文部省届案

客月廿九日付ヲ以テ東京府下ニ設置ノ専修学校外四校監督スヘキ段御達ニ付監督条規ニ依リ本日法科大学教授穂積陳重外三名江別紙之通私立法律学校監督委員長并委員ヲ命シ候条此段及御届候也

明治十九年十二月三日

帝國大学総長渡邊洪基

文部大臣森有禮殿

(別紙)

法科大学教授穂積陳重

私立法律学校監督委員長ヲ命ス

同 人

私立法律学校監督委員ヲ命ス

但専修学校英吉利法律学校担任

法科大学教授木下廣次

私立法律学校監督委員ヲ命ス

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

[6] 私立法律学校特別監督条規の實施等に関する各私立法律学校への通達案

日付なし①

一 私立法律学校特別監督条規者來明治二十年一月ヨリ實施ス

一 監督条規第二条中ノ普通学科々目ハ方今詮議中ニ付決定次第御通知イタス

ベシ

一 監督条規第四条第五條第六條ニヨリ帝國大学へ差出スベキ書類者監督委員

長へ御差出シ有之度

一 私立法律学校監督ニ関スル庶務者法科大学書記之ヲ担任ス

右総長ノ命ニヨリ御通報致候也

委員長 穂積 陳重

.....御中

[7] 私立法律学校監督委員法科大学教授穂積陳重ニ東京専門学校担任ヲ命シ

法科大学助教授土方寧ノ私立法律学校監督委員ヲ免スル件

明治二十年七月四日⑥

辭令案

私立法律学校監督委員

法科大学教授穂積陳重

東京専門学校担任ヲ命ス

但専修学校英吉利法律学校担任故ノ如シ

法科大学助教土方 寧

私立法律学校監督委員ヲ免ス

〔8〕私立法律学校特別監督条規廢止ニ関スル上申

明治二十年十一月十五日送達④

文官試験試補見習規則公布相成候ニ付而著其施行期日後ハ客年八月廿五日御省訓令私立法律学校特別監督条規ハ無効ニ帰シ候儀ニ付来廿一日右諸学校優等卒業生特別試験及第証書本学ニ於テ授与可致候間右相終リ候ハ、該監督条規速ニ廢止相成候様致度此段上申候也

總長

文部大臣

追テ都合有之候間監督条規ハ来廿一日後可成速ニ御廢止相成度此段申添候也

〔9-1〕十九年八月及同年十一月私立法律学校特別監督ニ係ル訓令廢止

明治二十一年五月四日①

帝國大学

明治十九年八月廿五日及同年十一月廿九日付私立法律学校特別監督ニ係ル訓令

ハ自今渾テ廢止ス

明治廿一年五月四日

文部大臣子爵森 有禮



〔9-2〕私立法律学校監督内規の廢止に関する總長の法科大学・監督委員宛

通達 明治二十一年五月五日①

法科大学

私立法律学校特別監督委員

明治十九年十二月九日内訓ノ私立法律学校監督内規ハ自今廢止ス

明治二十一年五月五日

總長

〔9-3〕監督委員(長)職の消滅に関する通知 明治二十一年五月五日①

私立法律学校特別監督ニ係ル文部大臣訓令ハ自今廢止シタル旨昨四日ヲ以テ被相達候ニ付而著貴官御担任ノ監督委員(長)ハ自然消滅シタル義ト御承知有之度為念及御通知候也

明治二十一年五月五日

書記官

穂積、富井、木下教授

宛

植村助教

○私立法律学校の入学資格

〔10-1〕私立法律学校特別監督条規第二条に關して私立法律学校へ通達の件

明治十九年十二月十五日①

監督条規第二条ニ関スル私立法律学校江之通達案

私立法律学校特別監督条規第二条ニ必要ノ普通学科ヲ修メ候者ト有之候ハ尋常中学科卒業之者ヲ以テ右普通学科ヲ修メタル者と認メ候義ニ有之候尤当分之内ハ国語漢文数学(四則、分数、比例)地理、歴史ノ五課目ヲ修メタル者ハ尋常中学科卒業ノ者ニ然ラサルモ入学セシメ候而不苦候条此段及御通達候也

明治十九年十二月十五日

私立法律学校監督委員長

法科大学教授穂積陳重

私立法律学校々々主宛

〔10-2〕第二条中「必要ノ普通学科」の儀に關する英吉利法律学校同書

明治二十年四月十五日①

拜啓陳ハ昨年々々末私立法律学校特別監督条規第三條ニ必要ノ普通学科云々ノ儀ニ付御達相成候処聊不審之儀有之候ヘハ左ニ伺上候ニ付何分之御回答至急奉仰候

一 國語 如何ナル種類ノモノニ御坐候哉

一 漢文 此レハ作文ニ候ヤ又ハ外史、十八史略、史記ノ類ヲ指シタルモノニ候ヤ

一 地理、歴史 勿論世界一般ノモノニ候ト存候相違無之候ヤ

右件御面倒一々御詳細ノ御答被成下度何分至急ヲ要スル儀ニ御坐候間差向ニモ至急御指命ノ程懇願之至リニ不堪候

四月十五日

英吉利法律学校

委員長穂積陳重殿

〔10-3〕同前に対する回答案 明治二十年四月十七日①

英吉利法律学校江回答案

拜誦陳者監督条規第三條ニ必要之普通学科云々之義ニ付御問合之趣了承別記之

通

一 國語 漢字交リノ邦文作文位ニテ宜敷ト存候

一 漢文 講読白文訓点杯ニ有之作文ハ必要ト不存候

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

一 地理歴史 御見込之通
右及御回答候也

明治廿年四月十七日

監督委員長

穂積陳重

英吉利法律学校

御中

〔10-4〕条規第二条に關し初等中学卒業生の取扱に關する專修学校同書

明治二十年五月六日①

監督条規第二条ニ抛リ兼テ御通達相成候生徒入学之義ニ付テハ尋常中学ノ卒業生ハ入学試験ヲ要セス直チニ入学差許差支無之管然ルニ茲ニ初等中学卒業生ニシテ入学ヲ請フモノアリ右ハ尋常中学卒業生ト同視シ別ニ試験ヲ要セサルヤ將タ之ヲ要スルヤ差懸リ疑義相生候ニ付至急何分之義御明示被下度候也

專修学校

諏訪頼敏

五月六日

穂積陳重殿

〔10-5〕同前に対する回答案 明治二十年五月七日①

專修学校諏訪頼敏江之回答案左之通ニ而可然哉

監督条規第二条ニ抛リ生徒入学之義ニ付御問合之趣了承右者初等中学卒業生も尋常中学卒業生同様試験ヲ要セザル事ニ議決致候此段及御回答候也

明治廿年五月七日

私立法律学校監督委員長

穂積陳重

諏訪頼敏殿

〔10-6〕同前に關する他三校への通知案 明治二十年五月十日①

左案參考之為メ英吉利法律学校東京法学校專門学校明治法律学校江
御通知可相成哉

監督条規第二条ニ関スル義ニ付專修学校々照会有之候処左記之通回答致候條為
御參考此段御通知及候也

私立法律学校監督委員長

明治廿年五月十日

穂積陳重

四校長宛

監督条規第二条ニ抛リ生徒入学之義ニ付御問合之趣了承右者初等中学卒業生も
尋常中学卒業生同様試業ヲ要セサル事ニ議決致候云々

○私立法律学校優等卒業生試験

〔11-1〕英吉利法律学校校長増島六一郎ヨリ本年監督試験日時問合ノ件

明治二十年六月六日①

拜啓本年御校ニ於テ御施行相成候監督試験ハ何月何日頃ヨリ御始メ被成候御見
込ニ御坐候ヤ為念伺上度何分ノ御回答至急奉仰候也

早々

六月六日

校主増島六一郎

委員長穂積陳重殿

〔11-2〕專修学校諏訪頼敏ヨリ同前 明治二十年六月八日①

拜呈監督条規ニ抛リ卒業生中優等生ヲ大学ニテ御試験ノ期ハ御内定相成居候哉

御差支モ無御坐候得ハ御洩シ被下度此段相伺候也

六月八日

諏訪頼敏

穂積陳重殿

〔11-3〕兩校に対する回答案 明治二十年六月①

別紙監督学校江之回答案

監督条規ニ抛リ卒業生中優等生試験之義者本年十月頃ト粗決定致候尤試験方法
等之義者即今協議中ニ有之候條決定次第御報知可致此段及御回答候也

明治廿年六月 日

私立法律学校監督委員長

穂積陳重

英吉利法律学校

増島六一郎殿

各通

專修学校

諏訪頼敏殿

〔12〕優等生試験施行期日五法律学校へ予報 明治二十年十月十三日①

通知案

私立法律学校特別監督条規第七条ニ抛リ本月十九日凡一週間に於テ毎日午
後一時々優等生試験施行候条此旨予メ及御通知候也

但試験手続等之義者追而可及御報通候也

明治廿年十月十三日

私立法律学校監督委員長

穂積陳重

五校宛

各通

〔13-1〕優等生試験施行期日の延期ならびに試問手続の決定に関する通知案

明治二十年十月十四日①

按

優等生試験之義來十九日より施行候旨昨日及御通知置候処都合ニより來廿四日
カト相改候間受験生江通達方可然御取斗有之度且又試問手続別紙之通相定候条
此段及御通報候也

明治廿年十月十四日

(別紙)

監督条規試問手続

- 一 試験ハ十月廿四日ヨリ凡一週間帝國大学楼上ニ於テ施行ス
- 一 試験科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理トス
- 一 試験ハ委員及司法省官吏列席ノ上之ヲ行フ
- 一 試験ハ口頭試問ニヨル
- 一 試験評点ハ列席員一同ノ評議ニヨリ之ヲ定ム但シ受験生カ從來各学校ニ於
テ得タル試験成績ヲ参酌スルハ勿論タルベシ
- 一 受験生ハ零時三十分迄ニ帝國大学ニ出頭スベシ
- 一 受験生ハ第一号室ニ參集シ当日ノ試験ヲ了ルノ後ハ直ニ退出スベシ
- 一 試験ヲ了リタル者ハ其当日再ヒ第一号室ニ入り又ハ未タ試験ヲ受ケザル者
ト交話スルヲ許サズ
- 一 受験生ハ諸事試験掛員ノ指揮ヲ遵守スベシ

○欄外記載の各監督委員意見

富井教授……別ニ異存ナシ唯第八条ハ施行ヲ嚴重ニセンコトヲ望ム

木下教授……

植村助教……木下植村兩氏御意見無之旨口頭ルテ申出ラル

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

〔13-2〕同前原案①

監督条規試問手続

- 一 試験ハ十月廿四日より凡一週間帝國大学楼上ニ於テ施行ス
- 一 試験科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理トス
- 一 試験ハ司法官及委員列席ノ上之ヲ行フ
- 一 試験ハ口頭試問ニヨル
- 一 試験評点ハ列席員一同ノ評議ニヨリ之ヲ定ム但シ受験生カ從來各学校ニ於テ
得タル試験成績ヲ参酌スルハ勿論タルベシ
- 一 受験生ハ午前八時迄ニ帝國大学ニ出頭スベシ
- 一 受験生ハ第一号室ニ參集シ当日ノ試験ヲ了リタルノ後ハ直ニ退出スベシ
- 一 試験ヲ了リタル者ハ其当日再ヒ第一号室ニ入り又ハ未タ試験ヲ受ケザル者
ト交話スルヲ許サズ
- 一 受験生ハ諸事試験掛員ノ指揮ヲ遵守スベシ

〔14-1〕司法省総務局へ帝國大学監督私立法律学校優等卒業生徒試

験ニ司法官立会方照会 明治二十年十月十三日③

監督学校生徒試験之義ニ付司法省へ照会案

本月十九日ヨリ大約向粵週間ヲ期シ午後一時ヨリ本学監督私立法律学校優等卒
業生徒ヲ監督条規ニ依リ試験可致候条司法官立会人会同有之候様致度就テハ其
官姓名御通知相成度此段及御照会候也

明治廿年十月十三日

帝國大学総長渡邊洪基

司法省総務局長三好退藏殿

〔14-2〕同前に対する回答 明治二十年十月十八日③

本月十九日ヨリ私立法律学校優等卒業生徒ヲ監督条規ニ依リ試験御執行ニ付可

法官立合之儀御照会之趣了承即チ大審院検事長名村泰藏へ右立合被命候間同人へ可然御協議相成度此段及御回答候也

明治二十年十月十八日

司法省総務局長三好退蔵

司法省
長官
印

帝国大学総長渡辺洪基殿

〔15〕優等卒業生徒試験の延期に関する司法省総務局長への通知案

明治二十年十月③

監督私立法律学校優等生徒試験延期之義司法省へ通知案

本学監督私立法律学校優等卒業生徒試験之儀本月十九日ヨリ施行可致ニ付司法官会同相成度段及御照会置候処都合有之本月廿四日午後一時ヨリ施行候事ニ繰替候間此段更ニ及御通牒候也

明治二十年十月

帝国大学総長渡邊洪基

司法省総務局長三好退蔵殿

〔16〕優等生試験ノ節傍聴ノ義ハ各校共断ノ旨ヲ以テ明治法律学校幹事岸本辰雄へ回答

雄へ回答

明治二十年十月十四日①

御書面拜見仕候陳へ御校優等生試験之節傍聴として教員御臨席被度云々御来旨之段了承右委員長へモ協議仕候処各生試験了ル毎々列席者評議候都合有之候間各校共傍聴之儀御断リ申上候ニ付左様御承知被下度候此段及御答候

押 具

十月十四日

富井 政章

岸本辰雄殿

〔17〕優等卒業生試験施行ニ付各学校へ試問手続其他方法議定ノ件

日付なし①

十月十三日及十五日監督条規第七条ニ依り来十一月法科大学ニ於テ私立法律学校優等卒業生試験ヲ行フヲ各学校へ試問手続ヲ添ヘテ通知ス右ノ通知ニ依リ各学校ヨリ優等卒業生姓名ヲ申出タリ

其後試験委員ハ数回ノ会議ヲ開キ試験ノ方法ヲ議定セリ

議定条項ノ首要ナルモノハ

一 試験ハ口頭試問ニ依ル

其理由ハ口頭試問ハ受験者ノ学カノミナラス理解力判断力ヲ知ルヲ得ルカ故ナリ

〔18〕優等卒業生試験に関する記録 日付なし①

専修学校幹事相馬永胤ヨリ書面ヲ以テ試験ノ順序ヲ問合セタルニ之ヲ答示セス試験ノ前日監督委員長ハ法科大学福川上博愛ヲ各私立法律学校ニ出張セシメ受験者ノ人数割ヲ通知セシメ曾テ専修学校ヨリ試験ノ順序問合セ米タルコトモアルカ故ニ若シ各学校ニ於テ之ヲ尋問スルトキハ之ヲ答示スルモ妨ケナシト命シタリ

英吉利法律学校ヨリ試験取消願書ヲ差出シタル後委員長ヨリ川上博愛ニ尋問シタルニ試験ノ順序ハ専門学校東京法学校明治法律学校専修学校ニ於テハ尋問アリタルニ依テ試験ノ順序ヲ陳述シタリ英吉利法律学校ニ於テ幹事不在且同校ノ役員ヨリ尋問ナキニ依テ之ヲ陳述セサル旨ヲ承知セリ

取リ極ノ試験順序ハ委員長ヨリ各学校へ書面ヲ以テ通知シタル順序ヲ以テ執行シタリ

植村俊平ハ試験最終ノ日一般法理ノ問題トシテ國際私法ハ法律ナリヤノ問ヲ出セリ

法律抵触ノ問題ニアラズ

及第者七人ト議定シタルコトナシ

甲乙丙ノ三等ニ分チタルノミ

〔19—1〕優等卒業生試験成績報告文部大臣へ進達

明治二十年十一月二十二日送達①

案

私立法律学校特別監督条規ニ遵ヒ法科大学ニ於テ施行致候私立法律学校優等卒業生試験完結ニ付試験委員等ヨリ報告書差出候間別紙寫進達致候也

年月日 総長

文部大臣宛

追而本文報告書中載スル所ノ及第者拾八名へハ昨廿一日本学ニ於テ及第証書授与致候条此段併セテ上申候也

(別紙)

私立法律学校優等卒業生試験成績報告

私立法律学校特別監督条規第七條ニヨリ十月廿四日ヨリ六日間法科大学ニ於テ各私立法律学校優等卒業生ノ試験ヲ執行ス

試験委員

法科大学教授穂積陳重

法科大学教授富井政章

法科大学教授木下廣次

法科大学助教植村俊平

立合同法官

大審院検事長名村泰藏

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

一 各私立法律学校ヨリ推薦セル優等生ノ人員左ノ如シ

東京専門学校

十二名

専修学校

十二名

英吉利法律学校

十三名

東京法学校

十四名

明治法学校

二十名

合計

七十一名

右ノ人員中両校ヨリ推薦セラレタル者一名欠席セル者三名アリタルヲ以テ試験ヲ行ヒタル者ハ都合六十七名ナリ

一 試験ノ科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理ナリ

一 試験ノ方法ハ口述試験ニヨリタリ

一 試験ノ評点ハ試験委員一同及立合同法官ノ評議ニヨリ之ヲ定メタリ

一 試験ノ成績ハ口述試験ノ評点ニ受験生カ従来各学校ニ於テ得タル試験成績ヲ參酌シ且口述試験ニヨリ受験者ノ理解力判断力論弁法等ヲ評定シテ之ヲ決セリ

一 試験委員ハ右ノ方法ニヨリ立合同法官ト合議ノ上左ノ十八名ヲ及第者ト定メ之ヲ甲乙丙ノ三等ニ分テリ其順序ノ如キモ亦委員ノ評定スル所ニ依ルト雖

モ同等中ニ於テハ各及第生ノ間ニ格別ノ優劣ナキ者ト認メタリ

甲成績

高橋文之助 山田久次郎

乙成績

城 榮次郎 宮島謙三郎 谷山直太郎 倉本了一

丙成績

根本行任 渡邊助治郎 横山寛平 岩村伊太郎

石山彌平 木村米次郎 山口正毅 和泉漱三

杉田金之助 山本勝助 高木益太郎 安田繁太郎

右申報致候也

明治廿年十一月廿一日

試験委員

穂積 陳重〇

富井 政章〇花押

木下 廣次〇

植村 俊平〇

立合同法官

名村 泰蔵〇

帝国大学総長渡邊洪基殿

〔19-2〕 私立法律学校優等卒業生試験成績報告 (正文)

明治二十年十一月二十一日①

私立法律学校優等卒業生試験成績報告

私立法律学校特別監督条規第七条ニヨリ十月廿四日ヨリ六日間法科大学ニ於テ

各私立法律学校優等卒業生ノ試験ヲ執行ス

試験委員

法科大学教授穂積陳重

法科大学教授富井政章

法科大学教授木下廣次

法科大学助教授植村俊平

立合同法官

大審院検事長名村泰蔵

一 各私立法律学校ヨリ推薦セル優等生ノ人員左ノ如シ

東京専門学校

専修学校

英吉利法律学校

十二名

十二名

十三名

東京法学校

明治法律学校

合計

十四名

二十名

七十一名

右ノ人員中兩校ヨリ推薦セラレタル者一名欠席セル者三名アリタルヲ以テ試験ヲ行ヒタル者ハ都合六十七名ナリ

一 試験ノ科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理ナリ

一 試験ノ方法ハ口述試問ニヨリタリ

一 試験ノ評点ハ試験委員一同及立合同法官ノ評議ニヨリ之ヲ定メタリ

一 試験ノ成績ハ口述試験ノ評点ニ受験生力從來各学校ニ於テ得タル試験成績ヲ參酌シ且口述試問ニヨリ受験者ノ理解力判断力論弁法等ヲ評定シテ之ヲ決

セリ

一 試験委員ハ右ノ方法ニヨリ立合同法官ト合議ノ上左ノ十八名ヲ及第者ト定

メ之ヲ甲乙丙ノ三等ニ分テリ其順序ノ如キモ亦委員ノ評定スル所ニ依ルト雖

モ同等中ニ於テハ各及第生ノ間ニ格別ノ優劣ナキ者ト認メタリ

甲成績

高橋文之助 山田久次郎

乙成績

城 榮次郎 宮島謙三郎 谷山直太郎 倉本了一

丙成績

根本行任 渡邊助治郎 横山寛平 岩村伊太郎 石山彌平

木村米次郎 山口正毅 和泉漱三 杉田金之助 山本勝助

高木益太郎 安田繁太郎

右申報致候也

試験委員

穂積陳重 印

明治廿年十一月廿一日

富井政章 花押

帝國大學總長渡邊洪基殿

木下廣次 印
植村俊平 印
立合同法官
名村泰藏 印

〔19—3〕 同前草稿 明治二十年十一月二十日①

私立法律學校優等卒業生試験成績報告

私立法律學校特別監督條規第七條ニヨリ本月廿四日ヨリ六日間法科大學ニ於テ各私立法律學校優等卒業生ノ試験ヲ執行ス

試験委員

法科大學教授

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ ・ ・

・ ・ ・ 助教授

立合同法官

大審院檢事長

一 各私立法律學校ヨリ推薦セル優等生ノ人員左ノ如シ

東京專門學校

專修學校

英吉利法律學校

東京法學校

明治法律學校

合計

右ノ人員中兩校ヨリ推薦セラレタル者一名欠席セル者一名アリタ

ルヲ以テ試験ヲ行ヒタル者ハ都合六十八名ナリ

東京大學所藏私立法律學校特別監督資料

一 試験ノ科目ハ民法商法訴訟法刑法治罪法及一般ノ法理ナリ

一 試験ノ方法ハ口述試問ニヨリタリ

一 試験ノ評点ハ試験委員一同及立合同法官ノ評議ニヨリ之ヲ定メタリ

一 試験ノ成績ハ口述試験ノ評点ニ受験生力從來各學校ニ於テ得タル試験成績ヲ參酌シ且ツ口述試問ニヨリ受験者ノ理解力判断力論弁法等ヲ評定シテ之ヲ

決セリ

一 試験委員ハ右ノ方法ニヨリ立合同法官ト合議ノ上左ノ十八名ヲ及第者ト定

メ之ヲ甲乙丙ノ三等ニ分テリ其順序ノ如キモ亦委員ノ評定スル所ニ依ルト雖

モ同等中ニ於テハ各及第生ノ間ニ格別ノ優劣ナキ者ト認メタリ

甲成績 :

乙成績 :

丙成績 :

右申報致候也

明治二十年十一月廿日

試験委員

穂積陳重

富井政章

木下廣次

植村俊平

立合同法官

名村泰藏

帝國大學總長渡邊洪基殿

〔20—1〕 優等卒業生試験及第者成績控 日付なし①

甲

八〇五 高橋文之助

七六一 山田久太郎

乙

七〇五 城 栄次郎

六八八 宮嶋鎌三郎

六七 谷山直太郎

六六一 倉本了一

丙

六四三 根本行任

六四三 渡邊助治郎

六三五 横山寛平

六二三 岩村伊太郎

五九二 石山彌平

六〇三 木村米次郎

五五 山口正毅

五九二 和泉瀬三

五四七 杉田金之助

五五 山本勝助

六二二 高木益太郎

六〇二 安田繁太郎

〔20-2〕

同 順序 日付なし①

試験及第者順序 (校名生)

専修 高橋文之助

法 山田久次郎

同 城 榮次郎

専修 宮島鎌三郎

明治 谷山直太郎

同 倉本了一

同 根本行任

法 渡邊助治郎

合 横山寛平

明治 岩村伊太郎

英吉利石山彌平

明治 木村米次郎

英吉利山口正毅

同 和泉瀬三

専門 杉田金之助

英吉利山本勝助

法 高木益太郎

明治 安田繁太郎

以上十八名

○試験及第者に対する判事登用試験

〔21-1〕本学ニ於テ試験ヲ終リタル監督法学校生徒ノ内得点六十点以上ノ者ノ實族氏名回送方司法大臣秘書官ヨリ照会 明治二十年十一月九日①
貴大学ニ於テ試験ヲ終リタル監督私立法律学校生徒之内試験得点六十点以上ノ者ノ實族氏名取調上入用之義有之候間御回送被下度及御依頼候尚又及第証書御渡之義ハ自是何分之義及御掛合候までハ御見合せ置相成度此段併而及御照会候也

明治二十年十一月九日

司法大臣秘書官菊池武夫

司法大臣
秘書官
菊池武夫

帝國大學總長渡邊洪基殿

〔21—2〕 同前に対する回答案 明治二十年十一月十一日①

案

過日本學ニ於テ試験ヲ了リ候監督私立法律學校卒業生之内試験得点六十点以上之者ノ貫屬氏名取調可及御報知様本學總長ヘ宛御照會之次第有之候処右者既ニ名村檢事長ニ於テ承知被致居候義ニ候間別段御回付不致候条左様御了知有之度尚後段及第証書之義ハ曲サニ承知致候此段小官ヨリ御答申進候也

明治二十年十一月十一日 書記官

司法大臣秘書官宛

〔22—1〕 監督試験及第者ニシテ判事志願者ハ試験施行スヘキニ付云々司法大臣ヨリ文部大臣ヘ照會其他ノ件 明治二十年十一月九日①

帝國大學之監督ヲ受ル私立法律學校之儀ニ付而者兼而御協議之次第も有之候処今般帝國大學ニ於テ監督条規ニ隨ヒ試験奉行相成タル趣ニ候得者多少及第スル者可有之右及第者ハ当省ニ特別之關係アル輩ニ付望之者ハ当省ニ於テ判事登用試験ヲ施行可致候間受驗志願ノ者ハ当省ヘ可申出旨御通達相成候様致度此段及御照會候也

明治二十年十一月九日

司法大臣伯爵山田顯義

文部大臣子爵森有禮殿

〔22—2〕 同前の文部大臣回答に關する専門學務局長通知

明治二十年十一月十六日①

貴學監督ノ私立法律學校卒業生徒及第者判事登用試験之義ニ關シテハ昨日御面話有之候旨ニ抛リ本日別紙之通當大臣ヨリ司法大臣ヘ回答相成候条此段為念及

東京大學所蔵私立法律學校特別監督資料

通知候也

明治廿年十一月十六日

文部省専門學務局長濱尾新

帝國大學總長渡邊洪基殿

(別紙)

十一月九日附ヲ以テ帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法律學校卒業生徒及第者判事登用試験之義ニ關シ御照會之旨了承右者帝國大學ニ於テ不日及第証書授与之節當該學校長ヨリ夫々本人共ヘ通達為致候様取計可申候此段及御回答候也

明治廿年十一月十六日

文部大臣子爵森有禮

司法大臣伯爵山田顯義殿

〔23—1〕 及第証書受領者に対する判事登用試験の施行に關し司法大臣秘書官より照會 明治二十年十一月二十二日①

貴學監督私立法律學校卒業生ニシテ優等者之内江昨二十一日及第証書御授与相成候趣之処右ハ兼テ及御打合候次第も有之候付而者右輩之姓名ヲ添ヘ彼等ニ對シ判事登用試験施行相成度旨之御照會書御差廻シ可相成候トハ存候得共尚為念御打合越此段申進候也

明治二十年十一月二十二日

司法大臣秘書官菊池武夫

帝國大學總長渡邊洪基殿

司法大臣秘書官菊池武夫

〔23—2〕 同前に対する回答 明治二十年十一月二十五日①

本學監督私立法律學校卒業生ノ内法科大學試験及第者判事登用試験云々ニ付御照會之趣承知致候右者此中森文部大臣ヨリ山田司法大臣江申進置候通及第証書授

与之節夫々学校長江口述致シ校長が本人共申通し直ニ御省江判事登用試験出願
致候管ニ有之候条別段当方御照會書等者差出候都合ニ無之候此段小官が及御
答候也

十一月廿五日

書記官姓名

司法大臣秘書官姓名殿

〔23—3〕判事登用試験の受験願出に関する各学校長への通知案

明治二十年十一月二十五日①

貴校卒業生之内去廿一日本学ニ於テ試験及第証書授与致候者ニシテ判事登用試
験相受度者有之候へ、直ニ本人が司法省へ出願可致旨申通し相成度段該証書授
与之際総長ヨリ各私立法律学校長等へ口述致置候儀ニ有之候得共各私立学校之
内聞洩相成候者有之哉之懸念も有之候ニ付此段小官ヨリ申進候也

十一月廿五日

書記官

各学校長姓名殿

〔23—4〕前件に対する英吉利法律学校長回答 明治二十年十一月二十五日①
去廿一日貴学ニ於テ試験及第証書授与相成候本校卒業生判事登用試験願出之
儀ハ過日総長が御口述之趣ヲ以夫々相達置候間直チニ本人共が願出候管ニ候間
此段御了知被下度候也

英吉利法律学校長

十一月廿五日

増島六一郎

帝国大学書記官

永井久一郎殿

〔24—1〕判事登用試験志願者中族籍現住所等不明者につき同試験委員長より

照会

明治二十年十一月二十六日①

過般私立法学校特別監督条規ニ依リ法科大学ニ於テ卒業証書授与相成リ候者更
ニ判事登用試験志願ノ旨ニ候処別紙記名ノ分現住所不明召喚等差支候ニ付御取
調御回答有之度此段及御依頼候也

司法省判事登用試験委員長

明治二十年十一月廿六日

南部 甕男

帝国大学総長渡邊洪基殿

(別紙)

族籍現住所不明ノ分

杉田 今之助

高木 益太郎

安田 繁太郎

〔24—2〕同前に対する回答案 明治二十年十一月①

別紙司法省江之回答按

過般本大学ニ於テ及第証書授与致候私立法律学校生徒ニシテ更ニ判事登用試験
志願者中現住所不明ニ付御問合之趣了承則左記之通ニ有之候条此段及御回答候
也

明治廿年十一月

帝国大学総長渡邊洪基

司法省判事登用試験委員長

南部 甕男殿

本郷区駒込西片町十番地石川武之方

杉田 金之助

日本橋区本銀町四丁目九番地

高木 益太郎

神田区猿樂町一丁目六番地高橋末次方

安田 繁太郎

英吉利法律学校松野貞一郎

[25-2] 同前控 一 日付なし①

各特別監督私立学校長幹事

○優等卒業生試験及第証書授与

[25-1] 優等卒業生へ法科大学試験及第証書授与二付各所へ案内

明治二十年十一月十六日①

案内状案

来廿一日午後三時本学ニ於テ本学特別監督私立法律学校優等卒業生法科大学試験及第証書授与致候ニ付御臨席相成度此段及御案内候也

二十年十一月十六日

総長

司法大臣

同 次官

名村大審院検事長

大審院長

東京控訴院長

東京始審裁判所長

文部大臣

文部次官

専門学務局長

監督私立法律学校長、主、幹事

監督委員及試験委員

法科大学教授

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

司法長次官

大審院検事長

名村泰藏

大審院長

東京控訴院長

東京始審裁判所長

文部長次官

専門学務局長

大学 監督委員

試験委員

[25-3] 同 二 日付なし①

英吉利法律学校 校長増島六一郎

東京法学校 校主薩埵正邦

専脩学校 校主高橋捨六

東京専門学校 幹事相馬永胤

東京専門学校 校長前島 密

東京専門学校 幹事田原 榮

明治法律学校 幹事岸本辰雄

明治法律学校 同 熊野敏三

明治法律学校 同 齋藤孝治

〔26-1〕法科大学試験及第証書授与式への臨席案内に対する回答 一

明治二十年十一月二十一日①

田原榮

帝国大学総長渡辺洪基殿

謹白本日午後六時より専修学校卒業生兩名ハ毛法科大学試験及第証書御授与相成候趣ニ而生等兩名へ毛參校候様被仰付候処無抛差支有之參校仕兼候間可然御取斗被成下度此段御断方御願迄 恐惶謹言

十一月廿一日

専修学校

校主 高橋捨六

幹事 相馬永胤

渡邊大学総長

閣下

〔26-2〕同 前二 明治二十年十一月十七日①

拝啓来ル廿一日午後三時貴学ニ於テ私立法律学校優等卒業生法科大学特別試験及第証書授与相成候ニ付陪席候旨蒙御案内謹而御請仕候也

東京法学校主幹

十一月十七日

薩埵正邦

帝国大学総長渡辺洪基殿

侍史

〔26-3〕同 前三 明治二十年十一月十八日①

拝啓陳ハ来ル廿一日午後三時ヨリ私立法律学校優等卒業生ハ法科大学試験及第証書授与式御奉行相成候ニ付御案内被下敬承仕候間此段御請迄一書拜呈仕候

頓首謹言

十一月十八日

私立東京専門学校幹事

〔26-4〕同 前四 明治二十年十一月十八日①

拝啓陳ハ来ル廿一日午後三時ヨリ私立法律学校優等卒業生ハ法科大学試験及第証書授与式御奉行相成候ニ付御案内被下候処当日ハ無抛差支有之參出仕兼候間此段御断迄一書拜呈仕候

頓首

十一月十八日

私立東京専門学校校長

前島 密

帝国大学総長渡辺洪基殿

〔26-5〕同 前五 明治二十年十一月十七日①

来廿一日午後三時貴学ニ於テ特別監督私立法律学校優等卒業生ハ法科大学試験及第証書授与式御執行ニ付出席可致旨御案内之趣拝承即チ同日出席可致候右及御答候也

明治廿年十一月十七日

大審院検事長名村泰藏

帝国大学総長渡辺洪基殿

〔26-6〕同 前六 明治二十年十一月十七日①

来廿一日貴学ニ於テ私立法律学校優等生江法科大学試験及第証書授与相成候ニ付出席可致旨御案内被下敬承即チ命刻參席可致候也

明治二十年十一月十七日

専門学務局長濱尾新

帝国大学総長渡邊洪基殿

[26-7] 同 前 七 明治二十年十一月十八日①

来廿一日午後三時貴学ニ於テ貴学特別監督私立法律学校優等卒業生ヘ法科大学
試験及第証書授与相成候ニ付出席可致旨御案内之趣敬承以多し候此段及御答候
也

明治二十年十一月十八日

文部次官辻新次

帝国大学総長渡邊洪基殿

[27-1] 優等卒業生ヘ及第証書授与ニ付出頭方各学校ヘ照会

明治二十年十一月十七日①

十一月十七日達

案

過日本学法科大学ニ於テ執行いたし候試験ニ及第之貴校優等卒業生徒別記何名
ヘ来廿一日午後三時及第証書授与可致候ニ付右時刻迄ニフロッグコート又ハ羽
織袴着用本学ヘ出頭候様本人共ヘ御通達相成度此段及御照会候也

年 月 日 帝国大学

東京専門学校

専修学校

英吉利法律学校

東京法学校

明治法律学校

私立法律学校卒業優等生人名

東京専門学校

首藤 貞吉

安藤 作太郎

○杉田 金之助○

安田 次郎

福守 恒三郎

鈴木 雪太郎

橋本 郁次郎

出口 邦平

奥野 退藏

谷村 詮次郎

安元 阿萬

十式名

横井 時冬

専修学校

○高橋 文之助○

○宮島 鎌三郎○

池田 成則

尾崎 嘉太郎

内山 信民

松井 四郎

佐藤 晁一

森林 喜兵衛

齋藤 貞一

松井 利正

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

種子島 良次郎
不参届出 堀越 子之吉

十式名

英吉利法律学校

○山本 勝助○
○山口 正毅○
○石山 彌平○
佐野 春五
藤井 九一郎
安元 阿萬
不参 新澤 文次郎

若山 真太郎
三浦 大之助
米原 光太郎
網倉 兵作
○和泉 漱三○
不参 川村 鋼太郎

十三名

東京法学校

○山田 久次郎○
○横山 寛平○
○渡邊 助治郎○
○高木 益太郎○
馬袋 鶴之助

中村 義農
辻 寅次郎

○城 栄次郎○

寺村 久吉
藤井 務
清水 駒次郎
明石 直
吉田 初三
阿部 克巳
十四名

明治法律学校

○谷山 直太郎○
○安田 繁太郎○
○根本 行任○
○岩村 伊太郎○
石田 仁太郎
宮下 一清
柚木 佐久
名和 浅吉
○倉本 了一○
堀江 小太郎
齋藤 巳之助
町井 鉄之助
松本 藤次郎
三井 武彦

武田 源藏

松本 勝彦

高津 幾太

梅津 末三郎

○木村 米次郎

長谷川 常太郎

二十名

総計七十一名

〔27-2〕 同前に対する専修学校回答 明治二十年十一月十七日①

監督試験ニ及第セシ本校卒業生式名来ル廿一日午後三時大学へ出頭可致旨敬承

仕候依テ御請仕候也

廿年十一月十七日

帝国大学

御中

専修学校
東京
学校

〔28〕 優等卒業生試験及第証書授与人名官報掲載 日付なし①

官報案

○試験及第証書授与 帝国大学ノ特別監督ニ属スル私立法律学校ニ於テ本年卒業

業セシ生徒ノ内優等ナル者ヲ選ヒ私立法律学校特別監督条規ニ遵ヒ法科大学

ニ於テ更ニ試験ヲ行ヒタルモノ東京専門学校卒業生二十二名専修学校卒業生

二十一名英吉利法律学校卒業生二十一名東京法学校卒業生二十四名明治法律

学校卒業生二十名総計六十八名ニシテ之ニ及第セシ者左ノ十八名アリ依リ

テ去廿一日帝国大学ニ於テ式ヲ行ヒ其及第証書ヲ授与シタリ

(東京専門学校卒業生)

岐阜県 杉田金之助

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

(専修学校卒業生)

東京府 高橋文之助 長野県(平民) 宮島鎌三郎

(英吉利法律学校卒業生)

福岡県(士族) 山本勝助 長崎県(士族) 山口正毅

埼玉県(平民) 石山彌平 愛媛県(平民) 和泉漱三

(東京法学校卒業生)

滋賀県(士族) 山田久次郎 大分県 横山寛平

茨城県(平民) 渡辺助治郎 東京府 高木益太郎

広島県(平民) 城栄次郎

(明治法律学校卒業生)

鹿児島県 谷山直太郎 岡山県(平民) 安田繁太郎

東京府 根本行任 高知県(士族) 岩村伊太郎

広島県(平民) 倉本了一 鹿児島県 木村米次郎
(括弧内は草案にあつて、加朱削除されたもの)

○報 告

〔29-1〕 帝国大学卒業證書授与式における総長渡邊洪基の演説(抄)

明治二十年七月九日③

渡邊帝国大学総長演説

親王殿下我大臣及ヒ外国公使各位閣下并ニ内外ノ紳士諸君 本日ノ卒業證書授与式ハ余カ帝国大学総長ノ職ヲ奉シテヨリ第一回ニ当リ一学年ヲ全終シタルハ第一回ナリトス而シテ此式タル実ニ帝国大学一年一回ノ大祭ニシテ特ニ三年若クハ四年強雪ノ勞ヲ積テ卒業セル五分科大学々生ノ為メニ其最モ貴重スヘキ証書ヲ授クルノ祝日ノミナラス尚且帝国大学ニ於テモ一周学年ヲ完了シテ其間幾多有益事業ノ施設アリシヲ慶賀シ并セテ益々将来ノ旺盛ヲ期スヘキ佳辰ニ当レ

リ……(中略)……又本学年内ニ於テ特ニ本学ニ重任ヲ負ヒタルハ私立法律学校ノ監督ニシテ其学校ハ英吉利法律学校、専修学校、明治法律学校、東京法学校、東京専門学校ノ五校ナリトス委員ニハ穂積教授ヲ其長トシ富井木下ノ諸教授及ヒ土方助教授之ニ当リ条規ニ遵ヒテ之ヲ監督シ時務ノ急要ニ応スルヲ以テ目的トス(後略)

[29-2] 同 前 明治二十一年七月十日⑨

渡邊帝国大学総長演説

(前略) 前学年中私立法律学校特別監督条規ノ設定ニ依リ本学ハ府下私立法律学校ノ内首重ナル五校ノ監督ヲ担任セシニ二十一年五月文部省令第三号ヲ以テ特別認可学校規則發布ニ付該監督条規ヲ廃セラレ該五校ノ監督ヲ解カル(後略)

[30-1] 帝国大学年報掲載の私立法律学校監督関係記事 明治十九年度⑩

○私立法律学校監督

十一月二十九日東京府下ニ設置ノ専修学校、明治法律学校、東京専門学校、東京法学校、英吉利法律学校ノ五校ヲ本学総長ニ於テ監督スヘキ旨令セラレ是ヨリ先キ八月二十五日東京府下ニ設立ノ私立法律学校ニシテ適當ト認ムルモノヲ択ヒ本学総長ヲシテ監督セシムルコトアルヘキ旨令セラレ又十一月十八日文部省総務局長ヨリ私立法律学校特別監督条規第七条ニヨリ試験及第ノ者判事ニ登用方ノ儀司法省へ照会セシニ右ハ試験ヲ要セサル段回答アリシ旨通知アリシカ今此五校ヲ監督ニ附セラレシナリ是ニ於テ十二月二日法科大学教授穂積陳重ニ私立法律学校監督委員長并同委員英吉利法律学校及専修学校担任ヲ同富井政章ニ私立法律学校監督委員明治法律学校担任ヲ同木下廣次ニ同委員東京法学校担任ヲ法科大学助教授土方寧ニ同委員東京専門学校担任ヲ命ス

[30-2] 同 前 明治二十年度⑪

私立法律学校卒業生試験

十月二十四日ヨリ六日間私立法律学校特別監督条規ニ遵ヒ法科大学ニ於テ帝国大学特別監督私立法律学校卒業生中優等ノ者ヲ試験セシニ及第セシ者十八名アリ仍テ十一月二十一日帝国大学ニ於テ及第證書ヲ授与シタリ茲ニ其姓名ヲ挙クレハ高橋文之助専修山田久次郎東京城榮次郎東京宮島謙三郎専修谷山直太郎倉本一根本行任明治渡邊助次郎横山寛平東京岩村伊太郎明治石山彌平英吉利木村米次郎明治山口正毅和泉漱三英吉利杉田金之助東京山本勝助英吉利高木益太郎東京安田繁太郎明治律学校ナリ

○諸 件

[31] 報知新聞社へ穂積陳重辞表差出其他云々掲載ノ取消

明治二十年十二月一日⑫

報知新聞第四千四百四十九号雜報取消案

其社新聞第四千四百四十九号雜報欄内監督試験ノ苦情ト題セル項中末段ニ監督委員長穂積陳重氏ハ辞表ヲ差出又今度ノ試験委員中來年ノ高等官試験委員タル方々ニシテ辞表ヲ出サントスルモノアリ云々掲載之アリ候処右ハ事実無之之儀ニ付至急取消可有之候也

帝國大学書記官

報知社

御中

[32-1] 読売新聞社へ誤記訂正方照会 明治二十年十二月二日⑬

読売新聞ニ掲載ノ件ニ付日就社へ照会案

其社新聞十一月三十日刊行第三千八百六十八号中(大学総長ニ忠告セントス)ト題セル項ニ「先頃司法省ニ於テ行ハレタル判事登用試験ニハ帝国大学ノ別科生又ハ撰科生モ多数試験ヲ受ケンガ此人々ハ何レモ大学総長ヨリ其其学力ノ保

証状ヲ附セラレタルバ」云々ト記シ別科生及撰科生ニハ判事登用試験ニ及第セシ者無之旨掲載之アリ候処別課法学科ハ其課程三周年ニシテ尚深ク法律ヲ専修セントスル者ニハ更ニ一ヶ年間特等科ヲ授クルモノナリシカ該課設置後未タ卒業生ヲ出スニ至ラスシテ司法省へ転属セシメタルカ為メ本学ヨリ附与シタルハ本学ニ於テ第一等級若クハ第二等級ヲ履修セシ証明書ニシテ全科卒業ノ証書ニアラス又撰科生ハ一定ノ科目アルニアラス其所撰ニ任セ一科或ハ教科ノ講義聴聞ヲ許シ本人ノ願ニ依リテハ其所修セシ学科学文ノ証明書を附与セシモノアルノミニテ法律学全科ノ学力保証状ニアラス然ルニ単ニ保証状云々ノ記載ニテハ其事實判然セス且ツ右別課法学生徒ノ内判事登用試験ニ及第シ本年十月一日判事試験補ヲ命セラレタルモノ十数人之アリ事實相違ニ付其旨詳細次号ニ掲載有之度候也

帝国大学書記官

日社

御中

〔32-2〕 同 前 明治二十年十二月三日①

読売新聞社へ正誤ヲ達スル書案

十一月三十日刊行第三千八百六十八号中大学総長ニ忠告セントスト題セル件ニ付事實相違ノ廉ヲ記載シ申入候儀有之候処本日ノ紙上ニ別科撰科生ニテ判事登用試験ニ及第シ云々ト記載有之然ルニ本学ヨリハ別課法学生徒ノ内判事登用試験ニ及第セル旨申入タルニ撰科生ヲ挿入セシハ事實ト齟齬シ且ツ大学ヨリノ弁駁書ニ拠レバト記シアレドモ右ハ事實相違ノ正誤ヲ需メシモノニテ弁駁書ニハ無之又末段ニ猶此事ニ就テハ篤ト探聞シテ再ヒ記スルコトアルベシト書シアレドモ本年十月十日ノ官報第千二百八十六号ニ登載アル判事試験補ヲ命セラレタル工藤仙太郎、柳澤佐五郎、遠山重義、重岡薫五郎、三浦順太郎外七名(姓名略ス)ハ元別課法学生徒ニ有之候条尚相違ノ際正誤有之度候也

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

帝国大学書記官

〔33〕 東京専門学校生徒奥澤福三郎外十二人出版条例違反ノ廉ヲ以テ警視總監ヨリ文部大臣へ上申
明治二十年十二月十七日

私立東京専門学校等生徒奥澤福三郎外拾式人出版条例違反者認メラレ候儀ニ付別番警視總監ヨリ上申有之候条貴学特別監督学校ニ係ル儀モ有之ニ付右写及御廻付候也

文部省

専門学務局長濱尾新

濱尾新

大学総長渡邊洪基殿

(別紙)

千葉県安房国平郡山田村十五番地平民

東京府牛込区原町三丁目十六番地岡田純方寄留

東京専門学校生徒

発売人

奥澤福三郎

十九年

福岡県筑前国那珂郡春日村九十六番地平民

東京専門学校寄留生徒

木原勇三郎

二十三年

山形県羽後国飽海郡坂田港荒瀬町廿二番地平民

野付友三郎弟

東京府南豊島郡下戸塚村廿五番地加瀬良忠方寄留

東京専門学校生徒
発売人 野村卯三郎
二十三年

愛知県名古屋区百八町五十一番地土族

東京専門学校寄宿生徒

今井鏡一

十九年

同

和歌山県和歌山区湊下町三番地平民

東京専門学校生徒

志賀信三郎

十九年

同

三重県伊勢国多気郡新茶屋町六十四番地平民

東京専門学校生徒

森 力三郎

二十一年

同

高知県土佐国土佐郡水道町二百二十二番地土族
東京府麴町区有楽町三丁目一番地寄留

明治法律学校生徒

植田勇智

二十九年

発売人

宮崎県日向国西諸県郡細野村四十六番地土族農

東京府神田区猿楽町廿四番地大橋平三郎方止宿

明治法律学校生徒

森 長興

二十四年

同

鹿児島県指宿郡四方村五百三十七番地戸土族

明治法律学校寄宿生徒

図師熊五郎

二十三年

同

熊本県肥後国八代郡八代町字加子町平民

東京府神田区中猿楽町十四番地今城豊太郎方寄留

日本英学館生徒

遠山嘉三郎

十八年

同

富山県越中国下新川町入膳村五千四百三十六番地平民
東京府神田区仲猿楽町十七番地山田方寄留

商業専門学校生徒

竹内 正人

発売人

山形県羽後国飽海郡前川村十三番地
東京府神田区五軒町十四番地野口カ子方寄留

英吉利法律学校生徒

庄司 林造

二十五年

出版人

同県同国同郡吉出村七十七番地平民
東京府神田区今川小路二丁目十三番地渡会長範方寄留

英吉利法律学校生徒

発売人

佐藤八三郎

二十三年

右之者共肩書ノ如ク東京専門学校又ハ明治法律学校日本英学館英吉利法律学校ノ生徒ニ有之候処今回島根県出雲国秋鹿郡美濃村土族美濃村土族采女町九番地木村活版社即チ木村吉蔵ノ雇人竹山弥蔵等ト謀リ該社ノ印刷器械ヲ用ヒ私ニ出版印刷シタル谷干城板垣退助勝安房島尾小弥太尾崎三郎ボアソナート林有造松尾清二郎ノ各意見書井上毅ボアソナート對話筆記并司法条約改正議定案憲法草案等数種ノ図書若干ヲ出版美麟ヨリ受取或ハ右生徒間ニ於テ受授シ之ヲ該校生徒ハ勿論他人ニモ売却シ又ハ生徒等ト謀リ出版シタルコトヲ發見レ既ニ当庁ニ於テ出版条例違反者ト認メ其筋ヘ相当ヘ処分ヲ求メ置候就テハ向來御監督上ノ御参考ニモ可相成思料致候条此段上申候也

明治二十年十二月十五日 警視總監子爵三嶋通庸印

文部大臣子爵森有禮殿

〔34-1〕東京法学校外四校へ卒業者ノ姓名報道方照会

明治二十二年九月三日①

監督中卒業者之儀ヲ五大法律学校へ照会案

御校於テ本学特別監督中卒業致候者之姓名承知致度儀有之候ニ付至急御報道有之様致度此段及御照会候也

明治二十二年九月三日

帝国大学

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

東京法学校宛

英吉利法律学校宛

東京専門学校宛

専修学校宛

明治法律学校宛

各通

〔34-2〕東京法学校回答 明治二十二年九月四日①
昨三日附坤第三〇二号ヲ以テ御照会相成候本校生徒ニシテ帝国大学特別監督中卒業イ多シ候者ノ姓名別紙之通ニ有之候条此段及御回答候也

特別認可私立

明治二十二年九月四日

東京法学校
学校印

帝国大学

御中

(別紙)

滋賀県土族

山田 久次郎

大分県平民

横山 寛平

茨城県平民

渡辺 助次郎

東京府平民

高木 益太郎

兵庫県平民

馬袋 鶴之助

岩手県土族

京都府士族 中村 義農
 辻 寅次郎
 広島県平民 城 栄次郎
 滋賀県平民 寺村 久吉
 富山県平民 藤井 務
 京都府平民 清水 駒次郎
 福岡県士族 明石 直
 三重県平民 吉田 初三
 大分県平民 阿部 克己
 岡山県平民 野上 次郎吉
 大分県平民 阿部 久次郎
 福岡県平民 檀 三雄
 茨城県平民 齒部 藤五郎
 新潟県士族

右之通り

九月四日

東京法学校
東京法学校印

栃木県平民 岩崎 廣作
 船田 三四郎
 山口県平民 末永 貞一
 山口県士族 北村 武表
 福岡県士族 小原 睨鳩
 山口県士族 村田 脩太郎

〔34-3〕英吉利法律学校回答 明治二十二年九月四日①
 御校監督中卒業致候本校卒業生ハ左ノ者共ニ有之候此段及御答候也

山本 勝助
 山口 正毅
 石山 彌平
 佐野 春五
 藤井 公道
 安元 阿萬
 新澤 文次郎
 中川 眞太郎
 川村 鋼太郎
 三浦 大之助

米原 光太郎
宇宿 行夫
網倉 兵作
星野 操
柚木 角衡
和泉 漱三
江澤 通明
上野 關太郎
以上拾八名

明治二十二年九月四日

英吉利法律学校
校印

帝国大学
御中

[34-4] 東京専門学校回答 明治二十二年九月五日①
御学特別監督中卒業候者之姓名御照会ニ付キ別紙御送致申上候間御落掌可被下候也

九月五日
私立東京専門学校 東京専門学校
帝国大学
御中

(別紙)

帝国大学特別監督中卒業生姓名
首藤 貞吉
島村 作太郎
杉田 金之助

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

安田 次郎
福守 恒三郎
鈴木 雪太郎
橋本 郁二郎
出口 邦平
森田 退藏
谷村 銓次郎
安元 阿萬
佐藤 銚三郎
奥田 春貞
高橋 郁三
垣内 春吉
内藤 捨太郎
金田 義信
横井 時冬
以上十八名

[34-5] 専修学校回答 明治二十二年九月四日①

九月三日付ヲ以テ御照会相成候卒業生人名之儀致承致候則チ特別監督中ニ卒業致候者別紙之通ニ有之候間右ニテ御承知相成度候也
明治廿二年九月四日
専修学校 専修学校
帝国大学
御中

(別紙)

明治廿二年法律科第六回卒業
東京府 高橋 文之助
長野県 宮嶋 鎌三郎

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 愛知県 | 池田成則 | 岡山県 | 尾崎嘉太郎 |
| 福岡県 | 内山信民 | 岡山県 | 佐藤晁一 |
| 東京府 | 松井四郎 | 長野県 | 齋藤貞一 |
| 東京府 | 松井利正 | 愛知県 | 岡田豊吉 |
| 山口県 | 森林喜兵衛 | 鹿児島県 | 種子島良次郎 |
| 福岡県 | 廣澤弘五郎 | 福岡県 | 堀越子之吉 |
| 福岡県 | 佐藤策太郎 | | |

〔34—6〕明治法律学校回答 明治二十二年九月六日①

御届書

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 谷山国行 | 岩村伊太郎 | 根本行任 | 安田繁太郎 | 石田仁太郎 | 宮下一清 | 柚木佐久 | 名和浅吉 | 倉本了一 | 堀江小太郎 | 齋藤巳之助 | 町井鉄之助 | 松本藤次郎 | 三井武彦 | 武田源藏 |
|------|-------|------|-------|-------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|

以上廿年九月卒業ノ分

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|
| 松本勝彦 | 高津幾太 | 梅津末三郎 | 木村米次郎 | 長谷川常太郎 | 直海精一郎 | 小宮猪三郎 | 関田嘉七郎 | 吉田万亀之助 | 北野竹次郎 | 加藤榮次郎 | 熊井戸政徳 | 沼倉直敏 | 和田重之助 | 山岡一二 | 井上正金 | 岩月恒徳 | 川北友三郎 | 那珂貞治 | 片寄伴之助 | 帖佐顯 | 吉井盤太郎 | 境沢弥太郎 | 三原十五郎 | 岡本直熊 |
|------|------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|

小野 寛
 荻原 秀次郎
 宮下 定太郎
 松井 誠造
 横山 光次郎
 藤田 越太郎
 工藤 誠意
 阿部 莊吉
 林 正太郎
 関 孝太郎
 天川 淳一
 脇屋 義民
 長 武次郎
 田中 幸三
 伊藤 赤太郎
 柴野 俊雄
 河原 元之助
 伊藤 赤太郎
 牧 浅次郎
 鈴木 竹藏
 泉田 只八
 齊藤 政喜

以上廿一年二月卒業ノ分
 右及御届候也

特別認可

明治法律学校長

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

明治二十二年九月六日

岸本辰雄
 明治法律学校
 校長印

二 専修学校

〔35〕所在地及校長有無届 明治十九年十二月九日①
 本校之番地并ニ校主ノ姓名御報知可致様御申越之趣敬承仕候即チ左ニ

神田区今川小路式丁目八番地

専修学校

四谷区仲町三丁目三十五番地寄留

滋賀県士族

校主 相馬永胤

右之通上申候也

十二月九日

専修学校

法科大学

書記御中

〔36〕学年学期届 明治二十年四月一日①

本校学年及学期之義ニ付御尋之趣敬承即チ左ニ

一 学年 八月ヨリ翌年七月マテ

前半学期 九月十六日ヨリ翌年二月十五日迄

後半学期 二月廿三日ヨリ翌年七月十日迄

右之通御坐候也

明治二十年四月一日

専修学校
 専修学校
 校長印

法科大学書記

御中

[37] 校主更迭届 明治二十年六月七日①

専修学校々主替御届

専修学校々主ノ儀是迄相馬永胤ノ名義ニ有之候処今般示談ノ上高橋捨六ヲ以テ校主ト致候ニ付此段及御届候也

明治二十年六月七日

専修学校

神田区今川小路二丁目八番地

滋賀県士族

相馬永胤⑩

四谷区仲町三丁目三十五番地

福井県士族

高橋捨六⑩

神田区今川小路二丁目十六番地

帝国大学総長渡辺洪基殿

[38] 試験成績表差出方猶予願 明治二十年七月二十一日①

本校本期試験成績表ノ義ハ各級共速ニ取調御届可仕之処講師中目下病人数有之調査方差支漸ク三年級ノ分ノミ調査済ニ付不取敢別希御届申上候第一第二年級ノ分ハ前陳ノ次第二付暫時御猶予被成下度右御届旁延期ノ義奉願候也

専修学校

二十年七月廿一日

諏訪頼敏⑩

監督委員長穂積陳重殿

追テ本学年ニ在テハ前期ニ於テ試験ヲ為サス後期ニ至リ前後兩期分ヲ一時ニ試験致候義ニ付右様御承知置被下度候

[39] 第三年生教科書目廻送 明治二十年六月四日①

謹啓然ハ本校第三年生教科書御廻送可致旨相馬永胤々申聞候ニ付則別紙目録之通御廻シ申上候御落手可被成下此段申上候也

八月四日

専修学校

穂積陳重殿

追テ別紙目録外ノ分ハ未タ印刷不仕候此条副申候也

記

一 破産法

一 証拠法

一 羅馬法

一 保險法

一 米國訴訟法

[40] 卒業試験及第生ノ内高橋文之助外十一人試験願 明治二十年八月八日①

本校ニ於テ本年卒業試験ニ及第セシ生徒ノ内別希記載ノ者ハ優等者ト認メ候ニ付御試験被成下度此段奉願候也

神田区今川小路二丁目八番地

専修学校々主

明治二十年八月八日

高橋捨六⑩

監督委員長穂積陳重殿

追テ別希ニ記載ノ者ハ入校後毎定期試験ノ惣点数ヲ平均シ満点百ノ内七十点以上ヲ得タルモノニ有之候条為念申上置候也

(別紙)

上候条可然御取斗被下度候也

(別紙)

帝國大學監督試験不參御届

福島縣磐城國磐前郡平町
字紺屋町拾一番地平民

堀越子之吉

一私儀今般帝國大學監督試験ニ出頭可仕之処父劇性脚氣病ニ罹リ日夜看護ニ侍
シ何分罷出受験致兼候間來ル明治二十一年十月ノ試験ニ相加ハリ度候ニ付此段
御届申上候 以上

右

明治二十年十月十九日

堀越 子之吉[㊦]

帝國大學總長渡辺洪基殿

三 明治法律學校

[42] 所在地及校長有無届 明治十九年十二月十五日[㊧]

本月九日付ヲ以テ御報被成下候趣キ委曲拜承仕候且又同日御問合相成候本校番
地校長之儀ハ左之如クニ御座候

一 明治法律學校位置 東京府神田區駿河台南甲賀十一番地
一本校ニ於テハ校長無之幹事三名有之候

幹事 岸本 辰雄

同 熊野 敏三

同 齋藤 孝治

右御廻答迄如斯候也

幹事

高橋 文之助

宮嶋 鎌三郎

池田 成則

尾崎 嘉太郎

内山 信民

松井 四郎

佐藤 晁一

森林 喜兵衛

齋藤 貞一

松井 利正

種子嶋 良次郎

堀越 子之吉

[41] 試験問題送付及堀越子之吉監督試験ニ出頭難致旨届

明治二十年十月二十日[㊨]

一 試験問題

拾種

一 同答案

九種 各拾式名分

但保險法答案ハ該科受持講師ニ於テ本校ヘ送付セス其佩洋行相成リ差当リ
取調難相成候ニ付該科ノ答案ハ無之

右御照会ニヨリ御送付申候也

專修學校

明治二十年十月廿日

諏訪頼敏 [㊩]

法科大學書記

御中

追テ優等生中堀越子之吉ヨリ別紙御届書差出候様依頼致越候ニ付即チ御届申

東京大學所蔵私立法律學校特別監督資料

十二月十五日
岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

監督委員長
穂積陳重殿

〔43〕三月日課表届
明治二十年三月二日①
当校日課表去月御届申上置候通変更不仕候間此段御届申上候也

明治法律学校幹
岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝國大学監督委員
御中

〔44〕日課表変更届
明治二十年三月二十三日①
当校日課表別紙之通り変更致候ニ付此段御届申上候也

明治法律学校幹事
岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝國大学監督委員
御中

日課表

| | | | | | |
|--------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| 土 同 | 金 同 | 木 同 | 水 同 | 火 同 | 月 時八第前午自 |
| 法三年科 仏商法 岸本君 | 行法一年科 仏民法 杉村君 | 行法一年科 刑法 宮城君 | 行法一年科 仏民法 杉村君 | 行法一年科 刑法 宮城君 | 行法二年科 訴訟法 杉村君 |
| 時一第后午自 | 同 | 同 | 同 | 同 | 時三第后午自 |
| 行三年科 憲法 光妙寺君 | 行法二年科 仏民法 矢代君 | 同 | 行三年科 國際法 熊野君 | 行法一年科 仏民法 矢代君 | 行法一年科 法学通論 熊野君 |
| 時半二第后午自 | 同 | 同 | 同 | 時半四第后午自 | 同 |
| 文章 永山君 | 行一年科 日本行政法 宇川君 | 法三年科 仏民法 岸本君 | 法三年科 口述推問 井上君 | 法三年科 仏商法 岸本君 | 法三年科 同 |
| 時六第后午自 | 同 | 時半四第后午自 | 時七第后午自 | 同 | 時半六第后午自 |
| 討論會 | 法三年科 民法草案 磯部君 | 行法一年科 治罪法 内藤君 | 行法二年科 民法草案 磯部君 | 法二年科 治罪法 内藤君 | 行三年科 理財学 乗竹君 |
| 同 | 行一年科 経済学 乗竹君 | 同 | 同 | 同 | 時八第后午自 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 法三年科 仏民法 岸本君 | 行三年科 仏行政法 宇川君 |

〔45〕日課中口述推問ノ一課ヲ設ル届
明治二十年三月二十八日①
当校日課表中当分之内別紙之通一課ヲ設ケ候間此段御届申上候也

明治法律学校幹事

明治二十年三月廿八日

岸本辰雄

明治法
律学校
幹事印

帝国大学監督委員

御中

(別紙)

法三年科

午前九時

日曜日

口述推問

井上正一

[46] 口述推問八日曜日ノ処土曜日ニ改メ並卒業試験期日繰下ケ執行ノ義届

明治二十年四月十二日①

当校日課表中日曜日午前九時ヨリ法三年科口述推問井上正一ノ一課ヲ設ケ来候

処都合ニ依リ相廢シ来ル土曜日ヨリ毎土曜日午後四時半ヨリ法三年科口述推問

井上正一ノ一課ヲ設ケ余ハ是迄之通りニ御座候

又本月ハ卒業試験期月之処都合ニ依リ来ル五月七月ノ両度ニ繰下ケ執行可仕候

右二件御届申上候也

二十年四月十二日

明治法律学校

幹事

岸本辰雄

明治法
律学校
幹事印

帝国大学監督

委員御中

[47] 学年ハ三ヶ年トシ毎一年ヲ前後ノ二期トスルノ件

明治二十年四月一日①

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

本校学年ハ三ヶ年トシ毎一年ヲ分テ前後ノ二期トス

前期 一月ヨリ 五月マデ

後期 六月ヨリ 十二月マデ

右之通りニ御座候也

明治二十年四月一日

明治法律学校

幹事

明治法
律学校
幹事印

法科大学書記御中

[48] 四月日課表三月ト變更ナキ旨届 明治二十年四月一日①

当校日課表ハ去月御届仕候通り變更不仕候間此段御届申上候也

明治法律学校

幹事

明治法
律学校
幹事印

明治二十年四月一日

帝国大学監督委員

御中

[49] 日課表變更届 明治二十年四月二十二日①

当校日課表別紙之通り改正候間此段御届申上候也

明治法律学校幹事

岸本辰雄

明治法
律学校
幹事印

明治二十年四月廿二日

帝国大学監督委員

御中

| 土 | 金 | 木 | 水 | 火 | 月 | 日課表 |
|----------------------|------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|-----|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | リヨ時八第前午 | |
| 岸本辰雄 法三年科 仏商法 | 行法一年科 杉村虎一 仏民法 | 行法一年科 宮城浩蔵 刑法 | 行法一年科 杉村虎一 仏民法 | 行法一年科 宮城浩蔵 刑法 | 法二年科 訴訟法 杉村虎一 | |
| リヨ時一第后午 | リヨ時三第后午 | リヨ時九第前午 | | リヨ時三第后午 | | |
| 光妙寺三郎 憲法 行三年科 | 行法二年科 矢代操 仏民法 | 木曜日 入校試験 | | 法二年科 矢代操 仏民法 | | |
| リヨ時半二第后午 | 同 | 同 | 同 | リヨ時半四第后午 | リヨ時半四第后午 | |
| 永山近彰 文章 行一年科 | 宇川誠三郎 日本行政法 行一年科 | 熊野敏三 国際法 行三年科 | 井上正一 口述推問 法三年科 | 岸本辰雄 仏商法 法三年科 | 熊野敏三 法学通論 法一年科 | |
| リヨ時半四第后午 | 同 | リヨ時半六第后午 | リヨ時七第后午 | 同 | リヨ時半六第后午 | |
| 井上正一 口述推問 法三年科 | 磯部四郎 民法草案 法三年科 | 内藤直亮 治罪法 法二年科 | 磯部四郎 民法草案 法三年科 | 内藤直亮 治罪法 法二年科 | 乘竹孝太郎 理財学 行三年科 | |
| リヨ時半六第后午 | 同 | 同 | | 同 | リヨ時八第后午 | |
| 土曜日 討論会 第二第四 | 乘竹孝太郎 経済学 行一年科 | 岸本辰雄 仏民法 法三年科 | | 岸本辰雄 仏民法 法三年科 | 宇川誠三郎 仏行政法 法一年科 | |

| 火 | 月 | 日課表 |
|---------------------|-----------------------|-----|
| 同 | リヨ時八第前午 | |
| 宮城浩蔵 刑法 行法一年科 | 訴訟法 杉村虎一 法二年科 | |
| 同 | リヨ時三第后午 | |
| 矢代操 仏民法 法三年科 | | |
| 同 | リヨ時半四第后午 | |
| 岸本辰雄 仏民法 法三年科 | 熊野敏三 法学通論 行法一年科 | |
| 同 | リヨ時半六第后午 | |
| 磯部四郎 治罪法 法一年科 | 乘竹孝太郎 理財学 行三年科 | |
| 同 | リヨ時八第后午 | |
| 杉村虎一 仏商法 法三年科 | 宇川盛三郎 仏行政法 行三年科 | |

〔50〕五月日課表届 明治二十年五月三日①
 当校日課表ノ儀去月御届申上候通リ変更不仕候間此段御届申上候也
 東京駿河台
 明治法律学校
 幹事

明治二十年五月三日
 岸本辰雄
 明治法律学校
 幹事
 御中
 帝国大学監督委員

〔51〕日課表改正届 明治二十年五月九日①
 当校日課表当分別紙之通リ改正候間此段御届申上候也
 明治法律学校
 幹事
 岸本辰雄
 明治法律学校
 幹事印

御中
 帝国大学監督委員

| | | | | | | | |
|--------|---------------|-------|----------------------|-------|------------------------|-------|----------------------|
| 水 同 | 行法一年科 杉村虎一 | 同 | 法三年科 口述推問 井上正一 | リヨ七時 | 法三年科 民法草案 磯部四郎 | リヨ七時 | 同 |
| 木 同 | 行法一年科 宮城浩藏 | 同 | 行三年科 國際法 熊野敏三 | リヨ六時 | 法一年科 治罪法 磯部四郎 | リヨ六時 | 法三年科 民法法 岸本辰雄 |
| 金 同 | 行法一年科 杉村虎一 | 同 | 行二年科 民法法 矢代操 | 同 | 行一年科 日本行政法 宇川盛三郎 | 同 | 法三年科 民法草案 磯部四郎 |
| 土 同 | 法三年科 杉村虎一 | リヨ一後午 | 行三年科 憲法 光妙寺三郎 | リヨ二後午 | 文章 永山近影 | リヨ四後午 | 法三年科 口述推問 熊野敏三 |
| | | | | | | | 第二土曜日 討論會 |

〔52〕法科各學年日課表 (明治二十年五月分) ①

| | | | |
|--|------------|-------|--------------|
| DAILY PROGRAMME OF THE 第一年 CLASS. 明治法律學校 COLLEGE. | | | |
| DAYS. | 八時 | 九時 | AM. HOURS. |
| | 午後四時 | 午後六時半 | PM. HOURS. |
| MONDAY. | | | 法学通論 熊野敏三 |
| TUESDAY. | 刑法 宮城浩藏 | | |

| | | | | |
|------------|-------------|--|--|--|
| WEDNESDAY. | 民法法 杉村虎一 | | | |
| THURSDAY. | 刑法 宮城浩藏 | | | |
| FRIDAY. | 民法法 杉村虎一 | | | |
| SATURDAY. | | | | |

| | | | | |
|--|-------------|------------|--------------|-------------|
| DAILY PROGRAMME OF THE 第二年 CLASS. 明治法律學校 COLLEGE. | | | | |
| DAYS. | 八時 | 九時 | 午後四時 | 午後六時半 |
| | | | AM. HOURS. | PM. HOURS. |
| MONDAY. | 民法法 杉村虎一 | | | 治罪法 内藤直亮 |
| TUESDAY. | | 民法法 矢代操 | | |
| WEDNESDAY. | | | 口述推問 井上正一 | |
| THURSDAY. | | | | 治罪法 内藤直亮 |
| FRIDAY. | | 民法法 矢代操 | | |
| SATURDAY. | | | | |

| | |
|--|--|
| DAILY PROGRAMME OF THE 第三年 CLASS. 明治法律學校 COLLEGE. | |
|--|--|

| DAYS | HOURS | |
|-----------|-------|----------------|
| | A.M. | P.M. |
| MONDAY | 八時夕九時 | 午後四時半 夕五時半迄 |
| TUESDAY | | 七時夕八時 |
| WEDNESDAY | | 午後四時半 夕五時半迄 |
| THURSDAY | | 午後六時半 夕七時半迄 |
| FRIDAY | | 午後六時半 夕七時半迄 |
| SATURDAY | | |

[53] 定期試験科目日並時間割届 明治二十年五月二十五日①
 本校当学期定期試験科目日并ニ時間割別紙ノ通相定候間此段御届申上候也

明治法律学校幹事

明治廿年五月廿五日

岸本辰雄
 明治法律学校
 幹事印

帝国大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

(封筒表)

帝国大学私立法律学校
 監督委員長
 穂積陳重殿

(同裏)

東京駿河台
 明治法律学校
 幹事
 五月二十五日
 岸本辰雄

| 当学期定期試験科目日及ヒ時間割 | | | |
|-----------------|-------|--------|-----|
| 法律学部 | | | |
| 五月三十日 | 行刑法 | 午前八時ヨリ | 一年生 |
| 同日 | 行契約篇 | 午后四時ヨリ | 二年生 |
| 同日 | 民法草案 | 同上 | 三年生 |
| 同三十一日 | 行財産篇 | 午前八時ヨリ | 一年生 |
| 同日 | 治罪法 | 午後四時ヨリ | 二年生 |
| 同日 | 商法 | 同上 | 三年生 |
| 六月一日 | 行法学通論 | 午前八時ヨリ | 一年生 |
| 同日 | 日本訴訟法 | 午后四時ヨリ | 二年生 |
| 同日 | 特權書入質 | 午后四時ヨリ | 三年生 |
| 同日 | 仏国行政法 | 午前八時ヨリ | 三年生 |

| | | | | |
|-------|-------|--------|-----|--|
| 行政学部 | | | | |
| 同 日 | 擬律擬判 | 午后四時ヨリ | 一年生 | |
| 同 日 | 同上 | 同上 | 三年生 | |
| 六月 三日 | 経済学 | 午前八時ヨリ | 一年生 | |
| 同 日 | 同上 | 同上 | 二年生 | |
| 同 日 | 憲法 | 午后四時ヨリ | 三年生 | |
| 同 四日 | 日本行政法 | 午前八時ヨリ | 一年生 | |
| 同 日 | 仏国行政法 | 午后四時ヨリ | 二年生 | |
| 同 日 | 国際法 | 同上 | 三年生 | |
| 同 五日 | 理財学 | 同上 | 二年生 | |
| 同 日 | 同上 | 同上 | 三月生 | |

〔54〕卒業試験延期届 明治二十年七月二十日①

本月中卒業試験執行可仕旨及御届置候処都合ニ依リ来ル九月江延期候間此段御届申上候也

明治法律学校幹事

明治二十年七月廿日

岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝國大学私立法律学校

監督委員御中

〔55〕卒業試験科目、日時附等届 明治二十年九月五日①

来ル十一月ヨリ卒業試験執行候ニ付別科科目、日、時、附相添此段御届申上候且口答試験ハ未定ニ付日限取極追テ上申可仕候也

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

私立明治法律学校幹事

明治二十年九月五日

岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

私立法律学校監督委員長

穂積陳重殿

(別紙)

筆答試験

| | | |
|------------------|-------|------|
| 財産法 | 九月十一日 | 午前十時 |
| 契約及証拠法 | 同 十二日 | 同 |
| 書入質特權及時効法 | 同 十四日 | 同 |
| 刑法 | 同 十六日 | 同 |
| 治罪法 | 同 十七日 | 同 |
| 身代限為換手形 商事会社法 | 同 十九日 | 同 |
| 擬律擬判 | 同 二十日 | 同 |

以上

〔56〕卒業試験科目日時割改正届 明治二十年九月六日①

昨五日御届申上置候卒業試験科目日時割別紙ノ通改正候ニ付此段更ニ御届申上候也

但口答試験ノ科目日割ハ取極追テ御届可申上候

私立明治法律学校幹事

明治二十年九月六日

岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝國大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

(別紙)

卒業筆記試験科目日割

法律学部

| | | |
|------------------|-------|---------|
| 書入質特權及ヒ時効法 | 九月十一日 | 午後三時半ヨリ |
| 契約及ヒ証拠法 | 同 十二日 | 同 |
| 財産法 | 同 十四日 | 同 |
| 身代限為替手形 商事会社法 | 同 十六日 | 同 |
| 治罪法 | 同 十七日 | 同 |
| 刑法 | 同 十九日 | 同 |
| 以上 | | |

(57) 卒業口答試験科目時間届 明治二十年九月二十二日①
 過般御届申上置候当校今回卒業口答試験科目時間別紙ノ通り取極候間此段御届
 申上候也

私立明治法律学校幹事

明治二十年九月廿二日

岸本辰雄

明治法律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

(別紙)

| 卒業口答試験時間割 | | | |
|-----------|--------|--------|--|
| 科目 | 月日 | 時間 | |
| 商法 | 九月廿四日 | 午後一時ヨリ | |
| 民法 | 同 | 同 | |
| 商法 | 同 廿六日 | 同 七時ヨリ | |
| 民法 | 同 | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | |
| 商法 | 同 廿七日 | 同 | |
| 刑法 | 同 | 同 | |
| 治罪法 | 同 | 同 | |
| 民法 | 九月 廿七日 | 午後七時ヨリ | |
| 同 | 同 廿八日 | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | |
| 刑法 | 同 | 同 | |
| 治罪法 | 同 | 同 | |
| 民法 | 同 廿九日 | 同 | |
| 刑法 | 同 | 同 | |
| 治罪法 | 同 | 同 | |
| 民法 | 同 | 同 | |
| 同 | 同 三十日 | 同 | |
| 刑法 | 同 | 同 | |
| 治罪法 | 同 | 同 | |

| | | |
|----|---|---|
| 民法 | 同 | 同 |
| 以上 | | |

〔58〕六月日課表不変更および定期試験に付休業届 明治二十年六月三日①
 当校日課表之義ハ去月御届申上候通変更不仕候得共頃日ハ定期試験ニテ休業課致
 居候間課業相始メ候トキハ更ニ御届可申上候也

明治法律学校

明治二十年六月三日

幹事 岸本辰雄
 明治法律学校
 幹事印

帝国大学監督委員

御中

〔59〕日課表変更届 明治二十年六月二十二日①

当校日課表別紙之通変更候間此段御届申上候也

明治法律学校

明治二十年六月二十二日

幹事 岸本辰雄
 明治法律学校
 幹事印

帝国大学私立法律学校

監督委員御中

| | |
|---------|-----------------------|
| 月 | 日課表 |
| 午前八時ヨリ | 行法二年科 訴訟法 杉村虎一 |
| 午後四時半ヨリ | 行法一年科 法学通論 熊野敏三 |
| 午後六時半ヨリ | 行法三年科 理財学 栗竹孝太郎 |

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

| 土 | 金 | 木 | 水 | 火 |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 午前七時ヨリ 行法一年科 宮城浩造 刑法 | 午前八時ヨリ 行法一年科 杉村虎一 民法 | 午前七時ヨリ 行法一年科 宮城浩造 刑法 | 同 行法一年科 杉村虎一 民法 | 午前七時ヨリ 行法一年科 宮城浩造 刑法 |
| | 午後三時ヨリ 行法一年科 矢代操 民法 | 午前九時ヨリ 月毎第一木曜 入校試験 | 同 法三年科 口述推問 井上正一 | 午後三時ヨリ 法一年科 矢代操 民法 |
| 午後二時ヨリ 文章 永山近彰 | 同 法三年科 岸本辰雄 民法 | 午後四時半ヨリ 行三年科 国際法 | | 同 法三年科 岸本辰雄 民法 |
| 午後六時ヨリ 討論会 | 同 法三年科 磯部四郎 民法草案同 | 午後六時半ヨリ 法一年科 治罪法 磯部四郎 | 午後七時ヨリ 法三年科 治罪法 磯部四郎 | 同 法二年科 治罪法 磯部四郎 |
| | 行一年科 経済学 栗竹孝太郎 | 午後八時ヨリ 法三年科 仏商法 杉村虎一 | | 午後八時ヨリ 法三年科 仏商法 杉村虎一 |

〔60〕卒業試験受験者優等生人名 日付なし①
 卒業受験者優等生人名

谷山直太郎
 安田繁太郎
 根本行任
 岩村伊太郎
 石田仁太郎
 宮下一清

柚木 佐久
名和 浅吉
倉本 了一
堀江 小太郎
齋藤 巳之助
町井 鉄之助
松本 藤次郎
三井 武彦
武田 源藏
松本 勝彦
高津 幾太
梅津 末三郎
木村 米次郎
長谷川 常太郎

〔61〕 七月日課表届 明治二十年七月六日①

当校日課表之義去月御届申上候通り変更不仕候間此段御届申上候也

明治法律学校幹事

明治二十年七月六日

岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校
監督委員御中

〔62〕 暑中休業届 明治二十年七月十八日①

当校課業之義暑中ニ際シ明治十九日ヨリ九月十日迄休業仕候間此段御届申上候也

明治法律学校幹事

明治二十年七月十八日
岸本辰雄
明治法律学校
幹事印
帝国大学私立
法律学校監督
委員御中

〔63〕 授業開始および日課表不変更届 明治二十年九月八日①

本校營テ休業仕居候処来ル十二日ヨリ授業ヲ始メ且日課表ハ休業前御届申上置候通りニ候間此段併セテ御届申上候也

私立明治法律学校幹事

明治二十年九月八日

岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校
監督委員長
穂積陳重殿

〔64〕 課業開始繰下げおよび日課表変更届 明治二十年九月十二日①

当校課業ノ義本日ヨリ相始メ候趣御届申上置候処都合ニ依リ繰下ケ来ル十六日ヨリ相始メ且日課表モ亦別紙ノ通り相改候ニ付此段併セテ御届申上候也

私立明治法律学校幹事

二十年九月十二日

岸本辰雄
明治法律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校
監督委員長

穂積陳重殿

日課表

| | | | | | |
|--------------------|--|------------------------------------|--|--|---|
| 土 同 | 金 同 | 木 同 | 水 同 | 火 同 | 月 |
| 行一年科 理財學 乘竹 | 法一年科 治罪法 井上 | 法一年科 刑法 宮城 | 法一年科 日私對照 財產法 木下 | 法一年科 刑法 宮城 | リヨ時八前午 行一年科 日本行政法 宇川 |
| リヨ時一后午 | 同 | 同 | 同 | 同 | リヨ時三后午 |
| 法行三年科 憲法 光明寺 | 法行二年科 日私對照 贈與及遺囑 私犯法 契約法 矢代 | 同 | 同 | 法行二年科 日私對照 贈與及遺囑 私犯法 契約法 矢代 | 同 |
| リヨ半時二后午 | 同 | 同 | 同 | 同 | リヨ半時四后午 |
| 行三年科 文章 永山 | 行三年科 一般ノ商法 倒産法 破産法 海上海法 岸本 | 法行一年科 人事法 熊野 | 法二年科 日私對照 本訴訟法草 井上 | 法行二年科 日私對照 商事會社法 手形法 岸本 | 行三年科 國際法 熊野 |
| リヨ時六后午 | 同 | 同 | 同 | 同 | リヨ半時六后午 |
| 第二 土曜日 討論會 | 行三年科 財產法 乘竹 | 法行二年科 日私對照 証據法 自質貨法 磯部 | 法行三年科 特權及書入 質法 所有權強逼 取奪法 夫婦財產契 約法 光明寺 | 法行二年科 日私對照 亮賣法 交換法 時効法 岸本 | 法行二年科 日私對照 証據法 自質貨法 至質法 磯部 |
| | | リヨ時八后午 | | | |
| | | 行三年科 日私對照 外國行政法 宇川 | | | |

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

〔65〕日課表中變更屆 明治二十年九月十四日①

本校日課表中水曜日午后六時半ヨリ行三年科特權及書入質法所有權ノ強逼取奪
法夫婦財產契約法光妙寺三郎ト有之候処以來午后五時半ヨリ右之通り執行仕候
間此段御届申上候

私立明治法律学校幹事

明治廿年九月十四日

岸本辰雄

明治法律学校
幹事印

帝國大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

〔66〕日課表中變更屆 明治二十年九月十六日①

過日御届申上置候日課表中水曜日午后四時半ヨリ法二年科日私對照日本訴訟法
草案井上正一ト有之候処午后三時半ヨリ右之通り課業仕候間此段御届申上候也

私立明治法律学校幹事

明治二十年九月十六日

岸本辰雄

明治法律学校
幹事印

帝國大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

〔67〕日課表中變更屆 明治二十年九月二十四日①

当校日課表中月火兩曜日別紙之通變更仕候間此段御届申上候也

明治二十年九月廿四日

私立明治法律学校幹事

帝国大学私立法律学校
監督委員長
穂積陳重殿

岸本辰雄
明治法
律学校
幹事印

| | |
|------|--|
| 火 | 月 |
| 同 | リヨ時八前午 |
| 刑法 | 行一年科 日本行政法 宇川 |
| 宮城 | リヨ時三後午 |
| 同 | 行法二年科 日私対照 贈与及遺囑 私犯法 契約法 矢代 |
| 同 | リヨ半時四後午 |
| 同 | 行三年科 國際法 熊野 |
| 同 | リヨ半時六後午 |
| 同 | 行法二年科 日私対照 至質貸法 証拠法 磯部 |
| 岡村輝彦 | リヨ時八後午 |
| 同 | 行法三年科 日私対照 時効法 交換法 岸本 |

〔68〕日課表中變更屆 明治二十年九月二十八日①

当校日課表中火木ノ兩曜日午前八時ヨリ法行一年科刑法宮城ト有之候処爾來午
前七時ヨリ右之通執行仕候間此段御届仕候也

明治二十年九月廿八日

私立明治法律学校幹事

岸本辰雄
明治法
律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校
監督委員長

穂積陳重殿

〔69〕日課表中變更屆 明治二十年十月三日①
当校日課表中土曜日午后一時ヨリ法行三年科憲法光妙寺三郎ト有之候処爾來午
零時三十分ヨリ右之通リ執行仕候其他前月ノ通りニ候間此段御届申上候也
明治二十年十月三日

私立明治法律学校幹事

岸本辰雄
明治法
律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校
監督委員長

穂積陳重殿

〔70〕日課表不變更屆 明治二十年十一月二日①

当校課業時間等去月御届申上候通り變更不仕候間此段御届申上候也

私立明治法律学校幹事

岸本辰雄
明治法
律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

〔71〕日課表變更屆 明治二十年十一月二十一日①

当校日課表別希之如ク變更仕候ニ付此段御届申上候也

私立明治法律学校幹事

岸本辰雄
明治法
律学校
幹事印

明治二十年十一月廿一日

帝国大学

監督委員長穂積陳重殿

| 土 | | 金 | | 木 | | 水 | | 火 | | 月 | |
|----------|--------------------|---|--------------------|---------|-------------------|---------|--------------------|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 同 | 行一年科 理数学 乗竹 | 同 | 治罪法 井上 | 同 | 法一年科 刑法 | 同 | 行法一年 民法 木下 | リヨ時八前 午 宮城 | 法一年科 刑法 | リヨ半時八前 午 宇川 | 行一年科 日本行政法 |
| リヨ分十三時零午 | | 同 | 行法二年科 民法 矢代 | 同 | 行法二年科 民法 矢代 | 同 | 同 | 同 | 行法二年科 民法 矢代 | リヨ時三后午 | 行三年 國際法 熊野 |
| リヨ時二后午 | 文章 永山 | 同 | 行法一年科 民法 木下 | リヨ半時四后午 | 行法一年科 民法 熊野 | リヨ半時三后午 | 行法一年科 訴訟法 井上 | | | リヨ半時四后午 | 行三年 |
| リヨ時六后午 | 行法三年科 憲法 光妙寺 | 同 | 行法三年科 財政学 乗竹 | リヨ半時六后午 | 行法二年科 民法 磯部 | リヨ半時五后午 | 行法三年科 民法 光妙寺 | 同 | 法三年科 英國証法 岡村 | リヨ半時六后午 | 行法一年科 民法 磯部 |
| リヨ時四后午 | 第四土曜日 討論会 | 同 | 行法二年科 商法 岸本 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 法二年科 手形法 岸本 | リヨ時八后午 | 行法三年科 民法 岸本 |

〔72〕日課表変更届 明治二十年十二月三日①

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

当校日課表別紙之通変更仕候間此段御届申上候也

立明治法律学校幹事

明治二十年十二月三日

岸本辰雄

明治法律学校
幹事印

帝国大学私立法律学校

監督委員長

穂積陳重殿

| 金 | | 木 | | 水 | | 火 | | 月 | |
|-----------|------|-----------|---------------|----------|-------------------|----------|-------------------------|------------------|------------------|
| 治罪法 井上 | 法一年科 | 刑法 宮城 | 法一年科 | 民法 木下 | 法一年科 | 刑法 宮城 | 法一年科 | リヨ時八前 午 岸本 | 法三年科 民法 |
| 民法 矢代 | 法一年科 | 民法 矢代 | 法二年科 | リヨ半時三后午 | 法二年科 訴訟法 井上 | 民法 矢代 | 法二年科 | | |
| 民法 木下 | 法一年科 | 民法 熊野 | 法一年 | リヨ半時五后午 | 法二年科 民法 光妙寺 | 同 | 同 | リヨ半時六后午 | 法二年科 民法 磯部 |
| 商法 岸本 | 法三年科 | 法三年 宇川 | 法三年科 仏國行政法 | | | リヨ時八后午 | 法三年科 委吉判 証法 岡村 | | 法二年科 民法 磯部 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| DAYS | A.M. HOURS | | | | | P.M. | | | | |
|------------|------------|-----------|-------|-------|----------|----------|-----------|-----|--|--|
| | 8-9 | 9-10 | 10-11 | 11-12 | 1-2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | | |
| MONDAY. | | 英語法 片山 | | | 經濟學 原 | | | | | |
| TUESDAY. | | 論理 田原 | | | | 日本刑法 | | | | |
| WEDNESDAY. | | | | | | 經濟學 論 | | | | |
| THURSDAY. | 英語法 | 英國刑法 | | | 論理 | | 契約法 伊藤 | | | |
| FRIDAY. | | | | | | | | | | |
| SATURDAY. | | | | | 論理 | 契約法 | 法學通論 | | | |

DAILY PROGRAMME OF THE CLASS.
DEPARTMENT OF IN
法學部第一年級 TOKIO DAIGAKU.

| DAYS | A.M. HOURS | | | | | P.M. | | | | |
|------------|------------------|------|-----------------|-------|------------|-----------|-----|-----|--|--|
| | 8-9 | 9-10 | 10-11 | 11-12 | 1-2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | | |
| MONDAY. | 組合法 會社法 片山 | | 列國公涉 法 三宅 | | 擬律擬判 松野 | 同 | | | | |
| TUESDAY. | 英國刑法親族法 高橋 | | | | | 日本刑法 | | | | |
| WEDNESDAY. | | | | | | 列國公 涉法 | | | | |
| THURSDAY. | 親族法 | | 組合法 會社法 | | | 列國公 涉法 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|-----------|-----------|--|--|
| FRIDAY. | | | | | | | | |
| SATURDAY. | | | | | 治罪法 磯部 | 証拠法 伊藤 | | |

DAILY PROGRAMME OF THE CLASS.
DEPARTMENT OF IN
法學部第二學級 TOKIO DAIGAKU.

| DAYS | A.M. HOURS | | | | | P.M. | | | | |
|------------|------------------|-----------|------------------|-------|----------------|------|-----|-----|--|--|
| | 8-9 | 9-10 | 10-11 | 11-12 | 1-2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | | |
| MONDAY. | 組合法 會社法 片山 | 商船法 三宅 | 流通証書 片山 | | 擬律擬判 松野 | 同 | | 松野 | | |
| TUESDAY. | 英國刑法 高橋 | | | | 日本刑法 磯部 | | | | | |
| WEDNESDAY. | | | | | 不動產 法 三宅 | 商船法 | | | | |
| THURSDAY. | | 法理學 高橋 | 組合法 會社法 片山 | | 不動產 法 三宅 | 商船法 | | | | |
| FRIDAY. | | | | | 不動產 法 三宅 | 商船法 | | | | |
| SATURDAY. | | | | | 治罪法 磯部 | | | | | |

〔77-1〕卒業生中操科入学志願ノ者願書差出シ漏等ノ義ニ付専門学校入照会
明治二十年九月十三日①

貴校卒業生中本學撰科へ入学志願者之内の場松太郎本山理太郎藤下啓証三名者
于今願書不差出日限ニ後れ候而者不都合ニ候早々出願候様御申達有之度且又塩
谷拓平ナル者同様入学出願致候処右者御差越候人名書中ニ無之候得共貴校卒業

生ニ相違無之哉承知致度此段及御問合候也

〔77〕帝國大學撰科入學志願者氏名届 明治二十年九月八日①

撰科入學志願者氏名

- 本山 理太郎
- 武村 真次
- 柴田 扇太郎
- 民谷 吉次郎
- 的場 松太郎
- 末兼 八百吉

右法科大學撰科志願

- 渡辺 龍聖
- 藤下 啓証

右文科大學撰科志願

明治二十年九月八日 東京專門學校

〔78〕校長更迭届 明治二十年十月一日①

校長更迭御届

前島 密

右者今般大隈英磨第二高等中學校教諭ニ任セシ連候ニ付其後任相成候間此段御届申上候也

明治廿年十月一日

東京專門學校幹事

田原 栄
東京專門學校幹事

法科大學書記

御中

〔82〕東京師範學校 日付表①

六〇

法學部第一年度

| | | | | | | | | | |
|---|-----|------|-------|-------|-----------|----------|------------|-----------|----------|
| | 8-9 | 9-10 | 10-11 | 11-12 | 1-2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | 5-6 |
| 月 | 代数学 | | | | | | 法學通論 三名 | 身分法 高橋 | |
| 火 | | | | | 代数学 | | 經濟原論 天の | 私犯法 奥田 | 私犯法 同 |
| 水 | | | | | 法學通論 | | 契約法 伊藤 | 私犯法 同 | |
| 木 | | | | | | | 經濟原論 天の | 契約法 | |
| 金 | | | | | | | 法學通論 | 契約法 | |
| 土 | | 法學通論 | | | 刑 法 磯部 | 刑 法 同 | 代理法 中橋 | | |

法學部第二年度

| | | | | | | | | |
|---|------------|------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 8-9 | 9-10 | 10-11 | 11-12 | 1-2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 |
| 月 | | | | | 訴訟法 三名 | | 治罪法 磯部 | 刑買法 高橋 |
| 火 | | | | | 組合法 片山 | 同左 | 身分法 高橋 | 刑買法 同 |
| 水 | 刑法判論 江木 | | | | | 同左 | 動産法 三名 | 私犯法 奥田 |
| 木 | | | | | 組合法 | 同左 | 動産法 三名 | 私犯法 奥田 |
| 金 | | | | | | 代理法 中橋 | | |
| 土 | | | | | | | | |

法學部第三年度

| | | | | | | | | | |
|---|------------|------|-------|-------|------------|-----------|------------|-----|-----|
| | 8-9 | 9-10 | 10-11 | 11-12 | 1-2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | 5-6 |
| 月 | | | | | 櫻井鑛判 松野 | | 商船法 三名 | | |
| 火 | | | | | | | 流通証券 片山 | 行政法 | 同左 |
| 水 | 刑法判論 江木 | | | | 不動産法 三名 | | 動産法 三名 | 証憑法 | 同左 |
| 木 | | | | | 不動産法 三名 | | 流通証券 片山 | 行政法 | 同左 |
| 金 | | | | | | 商船法 三名 | 流通証券 片山 | 行政法 | 同左 |
| 土 | 不動産法 | 動産法 | | | | | | | |

〔80—1〕得業生中撰科入学志願ノ者尚三名アルニ付許否ノ義問合

明治二十年十月十日①

東京法学校

校主

薩埵正邦

拜啓本校得業生中撰科（政学）入学志願之者尚兩名三名有之特別試験之上御許可之義奉願度候得共如何可有之候哉志願者之切望ニ御坐候間敢て御願申出候志願者ハ

英学本科卒業 檜前 保人

同 矢口 縫太郎

同 穴戸 滯

政治経済学科

卒業 曾根 英春

英学兼修科

之四名ニ御坐候又若シ御許可被成下候ハ、直ニ入学願書可為差出候

早々頓首

東京専門学校幹事

明治廿年十月十日

田原 栄

東京専門学校
学校幹事

法科大学書記御中

〔80—2〕同前に対する回答 日付なし①

拜誦貴校得業生中本学撰科へ入学志願者有之ニ付御申越之趣了承右考兼テ穂積教頭方御話相成居候通り之次第モ有之候故許否者不彼知候得共兎ニ角政治学科卒業生丈けハ至急願書差出候様御申達相成度此段及御回答候也

五 東京法学校

〔81〕所在地及校長有無届 明治十九年十一月①

神田区小川町沓番地

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

右之通御座候也

十二月

校長不置

〔82〕校則改正届 明治十九年十二月二十三日①

拜啓 本校今般校則改正候ニ付別紙寄部供高覧候也

十二月廿三日 東京法学校主幹

薩埵 正邦

帝国大学私法律学校

監督委員御中

（別紙）

東京法学校々則

本校今般帝国大学総長ノ監督ニ属セラレタルニ付左ノ如ク校則ヲ改正ス
東京法学校規則

第一条 東京法学校ハ法律学及ヒ経済学ヲ教授スル所ナリ

第二条 卒業ノ期限ハ満三ケ年トス卒業ノ者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第三条 卒業生中優等ノ者ハ帝国大学総長ニ稟請シ更ニ試問ヲ受クルコトアル

ク此試験ニ及第セシ者ハ本校得業士ト為ス

第四条 本校生徒ヲ分チテ初年生ニ年生三年生ノ三トス

第五条 三年間ニ教授スル所ノ科目左ノ如シ

初年科

- 一 法学通論
- 一 民法 人事法 財産法
- 一 刑法
- 一 治罪法
- 一 論理学

二年科

- 一 民法 契約、売買、交換、賃貸、借債、附託、偶成契約、代理、和解、会社
- 一 訴訟法
- 一 擬律擬判

一 経済学大要

三年科

- 一 民法 保証、質、書入質、先取権、相続、贈遺、遺囑、婚姻、財産契約、時効
- 一 商法
- 一 行政法

一 擬律擬判 一 経済学

第六条 初年科二年科三年科ノ講義ハ各々相通シテ傍聴スルヲ得ル但シ教課

又ハ人員ノ数ニ依リ傍聴ヲ禁スルコトアルヘシ

第七条 授業時間及ヒ受持教師ハ時々之ヲ定メテ揭示スヘシ

第八条 本校休暇日ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 大祭日 一 年末 自十二月廿五日 至一月七日
- 一 夏期 自七月廿一日 至九月十日

右ノ外臨時休業ハ時々之ヲ揭示スヘシ

第九条 本校ニ入学スルニハ尋常中学校卒業証書ヲ有スル者若クハ本校ニ於テ

試問ヲ為シ必要ノ普通学科ヲ修メタル者ト認メタル者ニ限ル

第十条 毎月第一日曜日(一月ハ第二日曜日)ニ入学試験ヲ行ヒ私立法律学校

特別監督条規第三条ニ基キ当分ノ内左ノ科目ヲ試問ス

- 一 国語
- 一 漢文
- 一 歴史
- 一 数学 四則分教 一 地理

第十一条 入学ヲ願フ者ハ第一号又ハ第二号書式ニ準シ本校監事ヘ願出ツヘシ

第十二条 入学ノ允許ヲ得タル者ハ第三号書式ニ準シ本人及ヒ保証人ヨリ在学

証書ヲ差出スヘシ但シ保証人ハ丁年以上ニシテ東京府内ニ居住シ土地若ク

ハ家屋ヲ有スル者又ハ本校ニ於テ適當ナリト認ムル者ニ限ル

第十三条 保証人死去ヲ為ス敷若クハ前条ニ掲クル資格ヲ失フキハ直ニ他人ヲ

以テ之レニ代ヘ第三号書式ニ準シ更ニ証書ヲ差出ス可シ

第十四条 保証人転居ヲ為スキハ其都度本校監事ヘ届出ツヘク又四週日以上旅

行ヲ為サントスルキハ正當ナル代理人ヲ定メ其旨本校ヘ届出ツヘシ

第十五条 本人月謝校費ヲ延滞シタルキハ保証人ヨリ直ニ代償スルノ責アルモ

ノトス若シ本人又ハ保証人ニ於テ之ヲ納メサル時ハ直ニ退学ヲ命スヘシ

第十六条 生徒暫ク中絶スルカ或ハ退学セントスルキハ保証人連印ニテ之ヲ届

出ツヘシ

第十七条 第十六条ニ記シタル届ナク日課欠席二ヶ月以上ニ至ルキハ退学セシ

モノト見做シテ当然除名スヘシ

第十八条 届出ノ上退学シテ三ヶ月内再ヒ入学スル者ハ更ニ入学金ヲ出スニ及

ハス但憫諒スヘキ事情アル者ハ三ヶ月ヲ經過セシ後ト雖モ入学金ヲ免除ス

ルコトアルヘシ

第十九条 無届欠席二ヶ月ニ及ヒ除名セラレタル者再ヒ入学セントスルキハ三

ヶ月ヲ経サルモ更ニ入学金ヲ納ムヘシ

第二十条 生徒ノ費目ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 入学金 壹円
- 一 月謝 六拾銭
- 一 校費 貳拾銭但シ此費用ハ通学生ニ限ル

第二十一条 入学金ハ入学ノ時保証状ニ添ヘテ之ヲ納ムヘシ

第二十二条 月謝ハ入学ノ日入学金ト共ニ之ヲ納ムヘク其後ハ毎月五日迄ニ之

ヲ納ムヘシ若シ此期ニ後ル、時ハ直ニ証人ニ掛合フヘシ但シ八月中ノ月謝

ハ之ヲ免除スヘシ

第二十三条 無届欠席一ヶ月以上ニ及フモ月謝ハ必ス之ヲ納ムヘシ

第二十四条 校費ハ月謝ト同時ニ之ヲ納ムヘシ

第二十五条 一旦受取リタル入学金月謝校費ハ縦令ヒ事故アリテ直ニ退校スルモ之ヲ返却セズ

第二十六条 試験ヲ分テ学年試験小試験ノ二種トナス

第二十七条 学年試験ハ毎年七月十日ヨリ同月十九日迄ニ之ヲ行ヒ本学年中ニ履修セシ諸科目ノ試業ヲ受ケシム

第二十八条 学年試験ハ筆記又ハ口頭ヲ以テ之ヲ行フ其点数ハ一学科毎二十点ヲ満点トス全科ノ点数ヲ合シ満点合数ノ十分ノ六以上ヲ得ルニ非サレハ及

第七シメス

第二十九条

三年科学年試験ニハ本学年中ニ履修セシ諸科目ノ外ニ前学年ニ経過セシ科目中ニテ即題試験ヲナシ亦之ヲ点数ニ算入ス

第三十条 小試験ハ毎年十二月及ヒ四月ノ兩度ニ之レヲ行ヒ教員中ヨリ委員ヲ

設ケ本学年内既ニ経過セシ科目中ニテ筆記又ハ口頭ノ試験ヲ行フ

第三十一条 小試験ノ点数ハ一科目毎二十点ヲ満点トシ一学年ノ点数ヲ平均シ

学年試験ノ点数ト合シ二分シテ得タル数ヲ学年試験ノ点数トナス

第三十二条 擬律擬判ハ毎月一回交替ニ之レヲ行ヒ其点数ハ十點ヲ以テ満点ト

シ一学年間合算シテ之レヲ平均シ学年試験ノ点数ニ加フ

第三十三条 品行不良ト認ムル者ハ直ニ退学ヲ命スヘシ

第三十四条 以上規定スルノ外塾生ニ関スル特別ナル規則及ヒ生徒心得ハ別ニ

之ヲ定ム

第壹号書式

入学願書

何府何区何町何番地族籍

何県何郡何村何番地族籍

〔現住所〕

戸主又ハ何ノ誰子弟

何之誰

何年何月生

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

右之者今般貴校へ入学志願ニ付別紙履歴書并ニ某校卒業証書写相添此段願上候也

右

何年何月何日

何之誰印

東京法学校

監査御中

第二号書式

入学願書

何府何区何町何番地族籍

何県何郡何村何番地族籍

〔現住所〕

戸主又ハ何ノ誰子弟

何之誰

右之者今般貴校へ入学志願ニ付入学試験被成下度別紙履歴書相添此段願上候也

也

右

何年何月

何之誰印

東京法学校

監査御中

第三号書式

在学証書

何府何区何町何番地族籍

何県何郡何村何番地族籍

〔現住所〕

戸主又ハ何ノ誰子弟

何之誰

何年何月生

六三

右之者今般貴校へ入学御許可相成候ニ就テハ御校則謹テ相守可申若シ本人ニ於テ月謝校費等息納之節者本人ニ拘ハラス保証人ニ於テ一切引續弁償可致候也

何年何月何日

右本人

何之誰印

東京府何郡何町何番地族籍

保証人 何之誰印

東京法学校

監事御中

何年何月生

〔83〕一月分課業表届出 明治二十年一月四日①

本校当一月分課業時間表別紙之通相定候間監督条規第四條ニ基キ一通差出候也

東京法学校主幹

二十年一月四日

薩埵正邦

帝國法科大学私立法律

学校監督委員長

穂積陳重殿

追申旧年差出候本校規則入学試験之課目中地理之一課ヲ書漏候事ト存候ニ付乍序此ニ正誤仕候也

明治二十年一月 東京法学校課業表

| | | | |
|----|----------------|----------------|--------------------|
| 七曜 | 時間 | 課目 | 受持教員 |
| 日曜 | 自午前九時 至同十一時 | 保証并ニ質 保証法ノ内 | 法律学士 松室致 |
| 月曜 | 自午後三時半 至同五時 | 連帶義務 | 仏国法科大学教授 ボアソナード |
| | 自同六時 至同七時 | 売買法 | 森順正 |

| 土曜 | | 金曜 | | 木曜 | | 水曜 | | 火曜 | |
|----------|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|----------|----------|
| 自同 至同 | 三時 五時 | 自同 至同 | 七時 六時 | 自同 至同 | 七時 六時 | 自同 至同 | 七時 六時 | 自同 至同 | 七時 六時 |
| | 民法会社法 以下ノ部 | | 刑法 | | 刑法 | | 刑法 | | 人事法 |
| | 法律学士 | | 法律学士 | | 法律学士 | | 米国文学士 | | 富井政章 |
| | 小野衛門太 右交番 | | 古賀廉造 | | 飯田宏作 | | 田尻稻次郎 | | 吉原三郎 |
| | 寺尾亨 | | 福原直道 | | 薩埵正邦 | | 吉原三郎 | | 古賀廉造 |
| | 薩埵正邦 | | 城教馬 | | 巖根不二郎 | | 飯田宏作 | | 法律学士 |
| | | | 本校助教 | | 經濟学大要 | | 先取權及 書入質 | | 法律学士 |
| | | | 証拠法 | | 商法 | | 質貸法 | | 法律学士 |
| | | | 財産法 | | 人事法 | | 貨帶ノ部 | | 法律学士 |
| | | | 治罪法 | | 民法 | | 經濟学 | | 法律学士 |
| | | | 訴訟法 | | 法律学大要 | | 質貸法 | | 法律学士 |
| | | | 民法 | | 法律学大要 | | 貨帶ノ部 | | 法律学士 |
| | | | 民法 | | 法律学大要 | | 貨帶ノ部 | | 法律学士 |
| | | | 民法 | | 法律学大要 | | 貨帶ノ部 | | 法律学士 |

〔84〕三月分課業表 明治二十年三月①

明治二十年三月 東京法学校課業表

日 午前自九時至十一時 期滿効法

午後自三時半至五時 物上担保

月 自五時至六時 人事法

自六時至七時 法学通論(隔週)

法学通論(隔週)

松室致

ボアソナード

吉原三郎

薩埵正邦

御中

〔86〕四月分課業表届出 明治二十年四月①

明治二十年四月 東京法学校課業表

| | | | | |
|---|-----------|-------------|---------|--------|
| 日 | 午前自九時至十一時 | 期滿効法 | 法律学士 | 松室 致 |
| 月 | 午後自三時半至五時 | 物上担保 | 仏国法律大博士 | ボアソナード |
| 火 | 自五時至六時 | 人事法 | | 吉原 三郎 |
| 水 | 自六時至七時 | 法学通論 売買法 | (隔週) | 薩埵 正邦 |
| 木 | 自三時半至四時半 | 遺物相続 | 仏国法律博士 | アツペール |
| 金 | 自五時至六時 | 治罪法 | 法律学士 | 古賀 廉造 |
| 土 | 自六時至七時 | 商法 | 同 | 飯田 宏作 |
| 日 | 自四時半至五時半 | 經濟学 | 米国文学士 | 吉原 三郎 |
| 月 | 自六時至七時 | 刑法 | | 薩埵 正邦 |
| 火 | 自三時半至四時半 | 經濟学大要 | | 榎根不二郎 |
| 水 | 自五時至六時 | 商法 | | 飯田 宏作 |
| 木 | 自六時至七時 | 人事法 | | 吉原 三郎 |
| 金 | 自三時半至四時半 | 刑法 | | 薩埵 正邦 |
| 土 | 自五時至六時 | 經濟学大要 | | 飯田 宏作 |
| 日 | 自六時至七時 | 商法 | | 吉原 三郎 |
| 月 | 自三時半至四時半 | 遺物相続 | | 榎根不二郎 |
| 火 | 自五時至六時 | 治罪法 | | 飯田 宏作 |
| 水 | 自六時至七時 | 商法 | | 吉原 三郎 |
| 木 | 自三時半至四時半 | 經濟学大要 | | 薩埵 正邦 |
| 金 | 自五時至六時 | 治罪法 | | 古賀 廉造 |
| 土 | 自六時至七時 | 訴訟法 | | 福原 直道 |
| 日 | 自一時至二時 | 証拠法 | | 薩埵 正邦 |
| 月 | 自三時至四時 | 財產法 | | 城 數馬 |
| 火 | 自五時至六時 | 會社法以下 | 法律学士 | 小野衛門太 |
| 水 | 自六時至七時 | 契約法 | 仏国法律博士 | 寺尾 亨 |
| 木 | 自三時半至四時半 | 遺物相続 | | 榎根不二郎 |
| 金 | 自五時至六時 | 治罪法 | | 飯田 宏作 |
| 土 | 自六時至七時 | 訴訟法 | | 吉原 三郎 |
| 日 | 自一時至二時 | 証拠法 | | 薩埵 正邦 |
| 月 | 自三時至四時 | 財產法 | | 城 數馬 |
| 火 | 自五時至六時 | 會社法以下 | 法律学士 | 小野衛門太 |
| 水 | 自六時至七時 | 契約法 | 仏国法律博士 | 寺尾 亨 |
| 木 | 自三時半至四時半 | 遺物相続 | | 榎根不二郎 |
| 金 | 自五時至六時 | 治罪法 | | 飯田 宏作 |
| 土 | 自六時至七時 | 訴訟法 | | 吉原 三郎 |
| 日 | 自一時至二時 | 証拠法 | | 薩埵 正邦 |
| 月 | 自三時至四時 | 財產法 | | 城 數馬 |
| 火 | 自五時至六時 | 會社法以下 | 法律学士 | 小野衛門太 |
| 水 | 自六時至七時 | 契約法 | 仏国法律博士 | 寺尾 亨 |

| | | | |
|---|----------|-------------|-------|
| 火 | 自三時半至五時 | 遺物相続 | アツペール |
| 火 | 自五時至六時 | 治罪法 | 古賀 廉造 |
| 火 | 自六時至七時 | 先取特權 書入質 | 飯田 宏作 |
| 水 | 自三時半至四時半 | 貸貸法 | 吉原 三郎 |
| 水 | 自四時半至五時半 | 經濟学 | 田尻稻次郎 |
| 水 | 自六時至七時 | 刑法 | 薩埵 正邦 |
| 木 | 自三時半至四時半 | 經濟学大要 | 榎根不二郎 |
| 木 | 自五時至六時 | 商法 | 飯田 宏作 |
| 木 | 自六時至七時 | 人事法 | 吉原 三郎 |
| 金 | 自三時半至四時半 | 刑法 | 薩埵 正邦 |
| 金 | 自五時至六時 | 治罪法 | 古賀 廉造 |
| 金 | 自六時半至七時半 | 訴訟法 | 福原 直道 |
| 土 | 自一時至二時 | 証拠法 | 薩埵 正邦 |
| 土 | 自二時至三時 | 財產法 | 城 數馬 |
| 土 | 自三時至五時 | 會社法以下 | 小野衛門太 |
| 土 | 自五時至六時 | 契約法 | 富井 政章 |

〔85〕学年学期届 明治二十年四月一日①

拜啓御照会之件左ニ御答申上候

一 学年ハ九月より起リ翌年七月ニ終ル

一 学期ハ本校ニ設定無之候

右之通ニ御座候也

明治二十年四月一日 東京法学校

法科大学書記

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

右之通御座候也

明治二十年四月

東京法学校主幹

薩埵正邦 ㊦

〔87〕五月分課業表届出 明治二十年五月①

明治二十年五月 東京法学校課業表

日 午前自九時至十一時

期滿効法

法律学士

松室 致

午後自三時半至五時

物上担保

仏国法律大博士

ボアソナード

自五時至六時

人事法

吉原 三郎

自六時至七時

売買法

薩埵 正邦

自七時至九時

刑法口頭推問

同人

自三時半至五時

遺物相続

仏国法律博士

アッペール

自五時至六時

治罪法

法律学士

古賀 廉造

自六時至十時

商法

同

飯田 宏作

自三時半至四時半

義務法

米国文学士

吉原 三郎

自四時半至五時半

経済学

米国文学士

田尻稲次郎

自六時至七時

刑法

米国文学士

薩埵 正邦

自七時至九時

財産法口頭推問

米国文学士

同人

午前自九時半至十一時半

売買法口頭推問

仏国法律博士

富井 政章

午後自三時半至四時半

経済学大要

仏国法律博士

嵯峨根不二郎

自五時至六時

商法

法律学士

飯田 宏作

自六時至七時

人事法

法律学士

吉原 三郎

自三時半至四時半

刑法

法律学士

薩埵 正邦

自五時至六時

治罪法

法律学士

古賀 廉造

自三時半至四時半

刑法

法律学士

古賀 廉造

自五時至六時

治罪法

法律学士

古賀 廉造

自六時半至七時半 訴訟法 同 福原 直道

自一時至一時 法学通論 同 薩埵 正邦

自二時至三時 財産法 同 城 教馬

自三時至五時 会社法以下 隔番法律学士 小野衛門太

自五時至六時 契約法 仏国法律博士 寺尾 亨

富井 政章

右之通御座候也

東京法学校主幹 薩埵正邦 ㊦

明治二十年五月

〔88-1〕七月十日ヨリ定期試験執行スヘキノ所繰上ケ執行シ度旨問合

明治二十年六月一日①

本校規則ニ依レハ七月十日ヨリ定期試験執行致候管之処各学科中往々既終之科
日有之候ニ付当月ヨリ別紙日割を以テ試験執行致度右者監督条規ニ相触レ候義
無之哉為念御伺申上候也

東京法学校主幹 薩埵正邦

六月一日 監督委員長 穂積陳重殿

閣下

試験日割表

| 月日 | 時間 | 科目 | 目 |
|------|------------|-------|------|
| 六月廿日 | 自午前九時至同十一時 | 経済学大要 | 筆記試験 |
| 同廿三日 | 同 | 財産法 | 同 |

| | | | |
|-------|----------------|------------|--------|
| 同 廿七日 | 同 | 相統贈遺々囑 | 同 |
| 同 卅日 | 同 | 証拠法 | 同 |
| 七月 四日 | 同 | 貸貸 | 同 |
| 同 七日 | 同 | 會社 | 同 |
| 同 十日 | 同 | 貸借 | 同 |
| 同 十一日 | 同 | 附託、偶成契約、代理 | 同 |
| 同 日 | 同 | 刑法 | 同 |
| 同 十二日 | 自午前九時 至同十一時 | 質、書入、先取特權 | 同 |
| 同 日 | 自午後一時 至同三時 | 治罪法 | 同 |
| 同 十三日 | 自午前九時 至同十一時 | 契約法 | 同 |
| 同 日 | 自午後一時 至同三時 | 人事法 | 同 |
| 同 十四日 | 自午前九時 至同十一時 | 商法 | 同 |
| 同 日 | 自午後一時 至同三時 | 法学通論 | 同 |
| 同 十五日 | 自午前九時 至同十一時 | 経済学 | 同 |
| 同 日 | 自午後一時 至同三時 | 訴訟法 | 同 |
| 同 十六日 | 自午前九時 至同十一時 | 義務法 | 同 |
| 同 日 | 自午後一時 至同三時 | | 筆記即題試験 |
| 同 十七日 | 自午前九時 至同十二時 | | 口頭即題試験 |
| 同 十八日 | 自午前九時 至同十一時 | 売買 交換 | 筆記試験 |
| 同 十九日 | 同 | 婚姻財産契約 | 同 |
| 同 廿日 | 同 | 和解 | 同 |

右之通相定候也

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

明治二十年六月一日 私立東京法学校主幹

薩埵正邦

〔88-2〕前件に対する回答案 明治二十年六月二日①

別紙東京法学校薩埵正邦之照会ニ対シ回答者左之通ニ而可然哉

按

貴校定期試験施行期日繰上之義ニ付御問合之趣了承右者監督条規ニ相触違候義無之候此段及御回答候也

明治廿年六月二日

私立法律学校監督委員長

穂積陳重

東京法学校主幹

薩埵正邦殿

〔89〕六月分課業表届出 明治二十年六月①

明治二十年六月 東京法学校課業表

日 午前自九時至十一時

期滿効法 法律学士

松室 致

午後自三時半至五時

物上担保 仏国法律大博士

ボアソナード

月 自五時至六時

人事法

吉原 三郎

自六時至七時

売買法

薩埵 正邦

自七時至九時

刑法口頭推問

同 人

自三時半至五時

売買法

同 人

自五時至六時

治罪法

法律学士

自六時至七時

商法

同 飯田 宏作

自三時半至四時半

経済学

米国文学士 田尻稻次郎

水 自四時半至五時半 義務法 吉原 三郎
 自六時至七時 刑法 薩埵 正邦
 自七時至八時 訴訟法 福原 直道
 自三時半至四時半 經濟學大要 嵯峨根不二郎
 自五時至六時 商法 飯田 宏作
 自六時至七時 人事法 吉原 三郎

木 自三時半至四時半 法律學士
 自五時至六時 法律學士
 自六時至七時 法律學士

金 自五時至六時 刑法 薩埵 正邦
 自六時半至七時半 治罪法 古賀 廉造
 自七時半至九時半 訴訟法 福原 直道
 自一時至二時 証拠法口頭推問 薩埵 正邦
 自二時至三時 法學通論 薩埵 正邦
 自三時至五時 財產法 城 數馬
 自五時至六時 契約法 富井 政章

土 自三時至五時 會社法以下 隔番 法律學士
 自五時至六時 契約法 隔番 法律學士
 自七時半至九時半 証拠法口頭推問 同 法律學士

右之通御座候也

明治二十年六月 東京法学校主幹 薩埵正邦 ㊦

〔90〕七月分課業表届出 明治二十年七月①

火曜日 午後自三時半至五時 婚姻財產 薩埵 正邦
 土曜日 午後自一時至二時 法學通論 同 人

右之外当学年課業終了仕候

右之通御座候也

明治二十年七月 東京法学校主幹 薩埵正邦 ㊦

〔91〕試験成績表差出方猶予願 明治二十年八月三日①

延期御願

監督条規ニ從ヒ本日中ニ試験成績御届可申之処何分受験者多数ニシテ今少々調査行届兼候間今一週間延期相成度此段願上候也 私立東京法学校主幹

明治二十年亥八月三日 薩埵正邦 ㊦
 帝國大学特別監督委員長 穗積陳重殿

〔92〕試験成績表差出ノ件 明治二十年八月八日①

恭陳監督条規ニ基キ別紙試験成績表差出候間御落掌可被下候且又御参考之為め三年科二年科試験答案相添候間是亦御落掌可被下候也 東京法学校主幹

八月八日 薩埵正邦

私立法学校監督委員長 穗積陳重殿

侍史

〔93〕入級試験執行届 明治二十年十一月六日①

來ル十一月廿八日午前九時ヨリ凡五日間本校規則第廿八条及第廿九条ニ從ヒ入級試験執行仕候間此段御届申上候也 東京法学校主幹

明治二十年十一月六日 薩埵正邦 ㊦

私立法律学校特別監督委員長

穂積陳重駿

追而試験方法日割等へ追而御届申上候也

〔94〕十一月分課業表届出 明治二十年十一月①

明治二十年十一月 東京法学校課業表

| | | | | |
|---|-----------|--------------------|---------|--------|
| 日 | 午前自九時至十一時 | 契約 婚姻財産契約 時効 | 法律学士 | 松室 致 |
| | 午後自三時半至五時 | 物上担保 | 仏国法律大博士 | ポアンナード |
| 月 | 自五時至六時 | 人事法 | 吉原 三郎 | 薩埵 正邦 |
| | 自六時至七時 | 売買及交換 | 同 人 | アツペール |
| | 自七時至九時 | 刑法口頭推問 | 同 人 | 飯田 宏作 |
| 火 | 自三時半至五時 | 相続贈遺 | 仏国法律博士 | 嵯峨根不二郎 |
| | 自五時至六時 | 遺囑 | 同 人 | 古賀 廉造 |
| | 自六時至七時 | 財政 | 法律学士 | 薩埵 正邦 |
| 水 | 自三時半至四時半 | 治罪法 | 法律学士 | 同 人 |
| | 自四時半至五時半 | 理財 | 同 人 | 古賀 廉造 |
| | 自六時至七時 | 法学通論 | 同 人 | 飯田 宏作 |
| | 自七時至九時 | 財産法口頭推問 | 同 人 | 古賀 廉造 |
| 木 | 自三時半至五時 | 治罪法 | 法律学士 | 吉原 三郎 |
| | 自五時至六時 | 行政法 | 法律学士 | 山田喜之助 |
| | 自六時至七時 | 人事法 | 同 人 | |
| | 自七時至八時 | 憲法 | 法律学士 | |

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

右之通御座候也

東京法学校主幹

明治二十年十一月 薩埵正邦 ㊦

〔95〕十二分課業表届出 明治二十年十二月①

明治二十年十二月 東京法学校課業表

| | | | | |
|---|-----------|--------------------|---------|--------|
| 日 | 午前自九時至十一時 | 契約 婚姻財産契約 時効 | 法律学士 | 松室 致 |
| | 午後自三時半至五時 | 物上担保 | 仏国法律大博士 | ポアンナード |
| 月 | 自五時至六時 | 人事法 | 吉原 三郎 | 薩埵 正邦 |
| | 自六時至七時 | 売買及交換 | 同 人 | アツペール |
| | 自七時至九時 | 刑法口頭推問 | 同 人 | 飯田 宏作 |
| 火 | 自三時半至五時 | 相続贈遺 | 仏国法律博士 | 嵯峨根不二郎 |
| | 自五時至六時 | 遺囑 | 同 人 | 古賀 廉造 |
| | 自六時至七時 | 商法 | 法律学士 | 吉原 三郎 |
| | 自七時至八時 | 人事法 | 同 人 | 春日 肅 |
| 水 | 自三時半至四時半 | 治罪法 | 法律学士 | 古賀 廉造 |
| | 自四時半至五時半 | 財政 | 法律学士 | 嵯峨根不二郎 |
| | 自六時至七時 | 法学通論 | 同 人 | 薩埵 正邦 |

自七時至九時 財產法口頭推問

自三時半至四時半 治罪法 法律學士

自五時至六時 商法 同

自六時至七時 理財 法學士

自七時至八時 憲法 同

自三時半至四時半 理財

自五時至六時 財產法

自六時半至七時半 訴訟法

自七時半至八時半 行政法

自一時至三時 刑法

自三時至五時 會社以下至

自五時至六時 和解放

右之通御座候也

東京法學校主幹

明治二十年十二月

薩埵正邦

六 英吉利法律學校

〔96〕所在地及校長有無届 明治十九年十一月九日①

謹白 御申渡相成候義ニ付左ニ

本校々長 増島六一郎

本校番地 神田区錦町二丁目二番地

右御届仕候也

十二月九日

英吉利法律學校

法科大学御中

同人

古賀 廉造

飯田 宏作

嵯峨根不二郎

山田喜之助

村上 祐

城 敷馬

福原 直道

春日 肅

薩埵 正邦

小野衛門太

寺尾 亨

吉原 三郎

〔97〕三月十四日ヨリ学期試験施行届 明治二十年三月十日①

学期試験届

来十四日ヨリ別紙時間割之通本校学期試験施行致候間此段及御届候也

英吉利法律學校々長

明治二十年三月十日

増島六一郎

監督委員穂積陳重殿

明治 年 月 日定

英吉利法律學校第一科第一年度課程時間割表

| 日/時 | 原 | 管 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 月曜日 | 素読 | 素読 | 習字 | 習字 | 素読 | 素読 | 習字 | 習字 | 素読 | 素読 | 習字 | 習字 | 素読 | 素読 | 習字 | 習字 | 素読 | 素読 | 習字 |
| 火曜日 | 綴字 | 綴字 | 私犯法 | 私犯法 | 綴字 | 綴字 | 私犯法 | 私犯法 | 綴字 | 綴字 | 私犯法 | 私犯法 | 綴字 | 綴字 | 私犯法 | 私犯法 | 綴字 | 綴字 | 私犯法 |
| 水曜日 | 親族法 | 親族法 | 日本刑法 | 日本刑法 | 親族法 | 親族法 | 日本刑法 | 日本刑法 | 親族法 | 親族法 | 日本刑法 | 日本刑法 | 親族法 | 親族法 | 日本刑法 | 日本刑法 | 親族法 | 親族法 | 日本刑法 |
| 木曜日 | 法学通論 | 法学通論 | 日本刑法 | 日本刑法 | 法学通論 | 法学通論 | 日本刑法 | 日本刑法 | 法学通論 | 法学通論 | 日本刑法 | 日本刑法 | 法学通論 | 法学通論 | 日本刑法 | 日本刑法 | 法学通論 | 法学通論 | 日本刑法 |
| 土曜日 | 訳読 | 訳読 | 日本刑法 | 日本刑法 | 訳読 | 訳読 | 日本刑法 | 日本刑法 | 訳読 | 訳読 | 日本刑法 | 日本刑法 | 訳読 | 訳読 | 日本刑法 | 日本刑法 | 訳読 | 訳読 | 日本刑法 |
| 日曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

代理法ハ去十二月試験致候ヨリ時日モ未タ相立タサルノ故今般ハ別ニ試験ヲ要セス候
ハハ今度ハ試験不致候

明治 年 月 日定

英吉利法律學校第一科第一年度課程時間割表

| 日/時 | 原 | 管 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 | 原 | 沼 |
|-----|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|-----|
| 月曜日 | 書取 | 書取 | 会社法 | 会社法 | 書取 | 書取 | 会社法 | 会社法 | 書取 | 書取 | 会社法 | 会社法 | 書取 | 書取 | 会社法 | 会社法 | 書取 | 書取 | 会社法 |
| 火曜日 | 池民 | 池民 | 法律 | 法律 | 池民 | 池民 | 法律 | 法律 | 池民 | 池民 | 法律 | 法律 | 池民 | 池民 | 法律 | 法律 | 池民 | 池民 | 法律 |
| 水曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日曜日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 |
|--------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 沼管 | 沼管 | 原壇 | | | |
| 作文 | 素読 | 訳読 | | | |
| 島二時ヨリ | | | 高橋六時ヨリ | 田山 | |
| 山刑擬律擬判 | | | 売買法 | 動産法 | |
| 岡 | 高五時ヨリ | | 伊六時ヨリ | 野松五時ヨリ | |
| 証拠法 | 商船法 | | 不動産法 | 治罪法 | |
| | | 方上 | | | |
| | | 流通証書法 | | | |

明治 年 月 日定

英吉利法律学校第一科第三年級課程時間割表

| 日曜日 | 土曜日 | 金曜日 | 木曜日 | 水曜日 | 火曜日 | 月曜日 | 日/時 |
|-----|-----|------|-----|-----|--------|--------|---------|
| | | | | | 田吉 | 田吉 | 零時自十二時半 |
| | | | | | ミルトン | 代議政体 | 午後自一時半 |
| | | 田山 | | | 山島二時ヨリ | | 午後自四時半 |
| | | 國際私法 | | | 山刑擬律擬判 | | 至四時半 |
| | | | | | | | 自七時至九時 |
| | 橋中 | | | 水戸 | | 菊七時半ヨリ | 自時至時 |
| | 破産法 | | | 衡平法 | | 池民擬律擬判 | 自時至時 |

財産法、証拠法、保険法、訴訟法、(本年既ニ試験済ニ付試験不致候)

明治 年 月 日定

東京大学所蔵私立法律学校特別監督資料

| 日曜日 | 土曜日 | 金曜日 | 木曜日 | 水曜日 | 火曜日 | 月曜日 | 日/時 |
|-----|------|------|---------|-----|-----|-----|--------|
| | | | | | | | 午前自一時分 |
| | | | | | | | 午後自四時半 |
| | 池菊 | 谷 | 野松三時半ヨリ | 池菊 | 野松 | 池菊 | 自時至時 |
| | 代理法 | 法律原論 | 契約法 | 私犯法 | 組合法 | 親族法 | 自時至時 |
| | 山 | 田 | | | | | 自時至時 |
| | 日本刑法 | 法律原論 | | | | | 自時至時 |
| | | 江 | | | | | 自時至時 |
| | | 日本刑法 | | | | | 自時至時 |

英吉利法律学校第二科第一級課程時間割表

[98] 学年学期届 明治二十年四月二日①

拜復本校学年ハ九月十一日ヨリ翌年七月十日迄学期ハ九月十一日ヨリ翌年二月十日迄一学期トシ二月十一日ヨリ七月十日迄二学期ト致候間右不取敢御回答申上候尚詳細ノ義ハ別紙規則書一部差上候ニ付御一覽被下度奉願候也

四月二日

英吉利法律学校

法科大学書記

御中

(別紙欠)

[99] 学年試験執行届 明治二十年六月二十二日①

謹白来廿五日ヨリ左之日割ニ依リ学年試験執行致し度候間此致御届申上候也

英吉利法律学校

六月廿二日

教務掛

穂積陳重殿

(別紙欠)

〔100〕監督条規改正ニ付意見可申出旨照会ノ処意見無之旨回答

明治二十年九月二十八日①

監督条規御改正ニ付参考ノ為メ意見可申出旨御照会之処本校ニ於テハ別ニ意見
無御座候条右及御回答候也

英吉利法律学校長

九月二十八日

増島六一郎

監督委員長

穂積陳重殿

てらさき まさお・教育学部教授・百年史編集委員会専門委員
さかい ゆたか・百年史編集室